

誰もが互いに支えあい、
安心して暮らせるつながりのあるまちづくり

第 2 期箕面市地域福祉計画(素案)

令和 4 年（2022 年） 3 月

箕面市

はじめに

- 少子高齢社会を迎えたわが国は、近年の社会経済の構造変化や人口減少に伴い、地域の中での関係性の希薄化、地域社会の担い手の減少などにより、地域社会そのものの存続が懸念されています。また、ライフスタイルの変化によって生活課題が多様化・複雑化し、従来の公的サービスの枠組みだけでは対応が難しいケースが増加している状況などを踏まえ、地域社会で引き起こされている問題について住民や地域の多様な主体が「我が事」として捉え、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながり、支え合いながら、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会の実現が求められています。
- 本市では、平成 24 年（2012 年）3 月に『箕面市地域福祉計画』を策定し、「誰もが互いに支えあい、安心して暮らせるつながりのあるまちづくり」を計画の基本理念に掲げ、日常からのつながり、支えあいの意識を高めながら、地域の中でお互いに顔の見える関係づくりを進めてきました。また、この間、社会保障制度の量的拡大と質的な発展によりセーフティネットの機能が進展し、生活保護、高齢福祉、障害福祉、児童福祉などの属性別制度が整備され、専門的支援の充実が図られてきましたが、社会的孤立やひきこもりなど福祉課題の把握が難しい「顔の見える関係にない人」への支援をどのように進めるかが課題となりました。
- この状況を踏まえ、市では、平成 23 年度（2011 年度）から「パーソナル・サポート・サービス モデル事業」を開始し、さまざまな生活上の困難に直面しているかたに対し、個別的・継続的・包括的に寄り添う伴走型支援を実施し、平成 27 年度（2015 年度）からは生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業、住居確保給付金の支給、就労訓練事業をフルセットで行い、生活保護に至る前のセーフティネットの構築に努めてきました。
- 令和 2 年（2020 年）1 月に、わが国で初めて感染が確認された新型コロナウイルスは、人々のつながりや社会、家族、コミュニティの分断、失業を生じさせるなど私たちの生活に極めて大きな影響を及ぼしました。今後、アフターコロナを見据え、地域住民が社会から孤立することのないよう、支援を必要とする住民が抱える生活課題を行政と住民、福祉事業関係者が的確に把握し、包括的な支援体制のもと、継続的な支援を適切に行うことが必要となっています。
- 様々な事情によって自ら発信できない人への支援や既存の取り組みでは対応できない狭間のニーズにも対応できる施策を推進し、すべての人々が地域の中で居場所と役割を持ち、地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合うことができる地域共生社会の実現に向けた取り組みを進めていきます。

目 次

第 1 章 地域福祉計画の策定にあたって

1. 地域福祉計画とは.....	1
2. 計画策定の背景と趣旨.....	2
3. 計画の位置づけ.....	5
4. 計画の期間.....	7
5. 計画の圏域.....	8
6. 計画の策定体制.....	9

第 2 章 地域福祉を取り巻く現状

1. 本市の概況.....	1 3
2. 第 1 期計画における「行政の重点的な取組」について.....	2 1
3. 第 1 期計画の「計画実現に向けた基盤づくり」について.....	2 7
4. 第 2 期計画に向けた課題（総括）.....	3 2

第 3 章 計画の基本理念と基本目標

1. 計画の基本理念.....	3 7
2. 計画の基本目標.....	3 8
3. 施策・取組の方向性.....	3 8
4. 福祉施策の展開.....	4 0
基本目標 1 みんながつながり支え合う地域づくり.....	4 0
基本目標 2 福祉課題の発見の仕組みと相談体制の整備.....	4 4
基本目標 3 地域福祉を推進する活動への支援.....	5 2

第 4 章 計画実現に向けた基盤づくり

1. 本市がめざす総合相談・支援体制.....	5 7
2. 本市の取り組みについて.....	5 8

第 5 章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制.....	6 5
2. 計画内容の広報・啓発.....	6 5
3. 計画の進行管理.....	6 6

資料編

1. 地域保健及び地域福祉の施策について.....	6 9
2. 箕面市保健医療福祉総合審議会.....	7 3
3. 箕面市地域福祉計画策定チーム会議.....	7 8

第1章 地域福祉計画策定にあたって



第1章 地域福祉計画の策定にあたって

1. 地域福祉計画とは

本市は、箕面市福祉のまち総合条例（平成8年箕面市条例第8号）において、「福祉社会は、障害のある市民、高齢の市民を始めとするすべての市民が、一人の人間として尊重され、地域で学び、働き、豊かに生き生きと暮らしていける障壁のない社会でなければならない。」と宣言しています。

地域福祉とは、このようにすべての人が個人としての尊厳をもって、家族や地域の中で、その人らしく自立し、安心して暮らし続けることができるよう、地域住民、行政、福祉事業関係者などが協働し、地域の生活課題の解決や安心して暮らせる地域社会を持続させていくための取組です。

地域福祉の推進においては、地域の生活課題や現状を明らかにし、地域社会を構成する関係者や地域住民などが連携・協働し、生活課題を解決するための仕組みや取組を計画的に推進する必要がある、そのための行政計画が「地域福祉計画」です。

（参考）社会福祉法

（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上で各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

2. 計画策定の背景と趣旨

(1) 策定の背景

わが国の総人口は、令和2年（2020年）10月1日現在、1億2,571万人となり、65歳以上の高齢者人口は3,619万人、総人口に占める割合（高齢化率）も28.8%となっています。一方、年少人口（0～14歳）は1,503万人で、総人口に占める割合は11.9%となるなど、少子超高齢化が進行しています。

また、長期の人口減少過程に入るわが国の総人口は、令和11年（2029年）に1億2,000万人を下回り、令和35年（2053年）には1億人を割って9,924万人、さらに令和47年（2065年）には8,808万人になると推計されています。

こうした超高齢化、生産年齢人口（15～64歳人口）の減少の中で、医療費や介護にかかる費用の増大と相まって、介護と育児を同時に抱えるかたや、介護が必要な80代の高齢の親と仕事を持たない50代の子が同居する生活困窮世帯の増加、子どもの将来がその生まれ育った環境に左右される貧困の連鎖など、複雑化・複合化した課題を抱える住民の増加に伴い、住民の福祉ニーズも多様化しています。

これらの生活課題は、誰であっても直面する可能性のある課題で、現在の高齢福祉、障害福祉、児童福祉などの公的サービスだけでは十分に対応できない状況であり、加えて住民の側からみると相談窓口が縦割りで、迅速かつ適切に総合的な生活支援が受けられない状況となっています。また、これらの公的福祉制度の対象にあてはまらず、制度の狭間で生活に困っている「社会的孤立」の状況にある住民が増加する一方で、「お互いさま」といった地域の相互扶助（ご近所福祉）意識は都市化や地域社会を支える担い手不足などに伴い希薄化し、ご近所福祉の基盤も脆弱化してきました。

こうした背景により、国においては、「地域共生社会」の実現を掲げ、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年（2016年）6月2日閣議決定）や、『「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）」（平成29年（2017年）2月7日厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）に基づいて、その具体化に向けた改革を進めています。

本市では、「地域共生社会」の実現に向けて、地域住民の社会的ニーズに対応した包括的な支援の整備を図り、市民一人ひとりの生活課題の解決のために、福祉のまちづくりをベースにした、分野を超えた横断的な仕組みづくりを進めます。

地域共生社会とは

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をめざします（厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」）。

第1期計画策定以後のおもな動向

● 地域共生社会の実現に向けた社会福祉法の改正

令和2年（2020年）の改正では、市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、社会福祉法に基づく事業並びに介護保険法、障害者総合支援法、子ども・子育て支援法及び生活困窮者自立支援法に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業として、「重層的支援体制整備事業」を行うことができるようになりました（令和3年（2021年）4月施行）。

● 成年後見制度の利用促進に関する法律の施行（平成28年（2016年）5月）

高齢社会の進展に伴い、認知症高齢者や知的障害、その他の精神上的障害により、財産の管理や日常生活等に支障がある人を社会全体で支えるための成年後見制度が十分に利用されていない現状を踏まえ、成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、利用促進に関する施策についての基本的な事項を市町村計画に定めるよう、努めることとされました。

● 再犯の防止等の推進に関する法律の施行（平成28年（2016年）12月）

犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策等において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とした再犯の防止等の推進に関する法律が施行されました。

● 生活困窮者自立支援法の施行（平成27年（2015年）4月）

複合的な課題を抱える生活困窮者の増加を踏まえ、最後のセーフティネットである生活保護制度利用に至る前の生活困窮者に対する、いわゆる「第2のセーフティネット」の充実・強化を図ることを目的とする生活困窮者自立支援法が施行されました。全国の福祉事務所設置自治体が実施主体となって、官民協働による地域の支援体制を構築し、生活困窮者の自立の促進に関し包括的な事業を実施しています。なお、本市では、同法施行前の平成23年度（2011年度）から、ニート、ひきこもり、孤立した外国人市民など自立を希望しながらその実現が難しい生活困難者に対する個別支援として「パーソナル・サポート・サービス モデル事業」を実施し、生活困窮者の自立応援から就職・就労定着に至るまでの支援を継続的に行い、総合相談の体制構築を推進するとともに、これまでの「課題解決型の支援」に加えて、個人のニーズに沿った「オーダーメイドの伴走型支援」を導入してきました。

● **自殺対策基本法の施行（平成18年（2006年）10月）**

平成10年（1998年）にそれまで2万人台前半だった日本の年間自殺者数が3万人を超えたことを踏まえ、「個人の問題」として認識されがちであった自殺を「社会の問題」「社会構造的な問題」として捉え直し、初めて国を挙げて総合的な自殺対策に取り組むことを掲げた自殺対策基本法が施行されました。翌年には同法に基づき、自殺総合対策大綱が策定され、実態把握や具体的な取組が展開されるようになりました。

● **子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行（平成26年（2014年）1月）**

貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等などを図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする子どもの貧困対策推進法が施行されました。

● **子ども・子育て関連3法（支援新制度）（平成27年（2015年）4月）**

市町村が実施主体として明確化されるとともに、地域の実情に応じて、利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童健全育成事業など、地域の子ども・子育て支援の充実を図ることとされており、地域住民による子育て家庭の支援等が求められています。

関連法等改正の経過

平成12年	○社会福祉事業法が社会福祉法に改正 ～利用者の立場に立った社会福祉の仕組みの確立～
平成24年	○子ども・子育て関連3法の制定
平成27年	○生活困窮者自立支援法の施行 ～生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図る～ ○子ども・子育て支援新制度の開始
平成28年	○社会福祉法改正 ～社会福祉法人の非営利法人としての地域における公益的な取組の実施に関する責務の明記～ ○成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行 ○再犯防止等の推進に関する法律の施行
平成29年	○社会福祉法の改正 ～住民相互の支え合い機能の強化、公的支援との協働により地域課題を解決する体制整備～
令和 2年	○社会福祉法の改正 ～共生社会の実現のための包括的な福祉サービス提供体制の整備～

（２）策定の趣旨

本市では、平成24年（2012年）3月に社会福祉法に基づく「箕面市地域福祉計画」（以下「第1期計画」という。）を策定してから、箕面市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）など関係団体と連携し、地域のセーフティネットの充実に取り組んできました。また、国から示された「地域共生社会」の実現に向けて、地域住民の社会的ニーズの発生を予防するとともに、生活課題の解決のために、行政、民間、住民の協力・協働により、個人の尊厳を旨として自立した日常生活を営むことができるように、高齢福祉、障害福祉、児童福祉、貧困対策、介護保険などの社会福祉サービスを提供してきました。

市としては、今後も高齢者、障害者その他様々なハンディキャップを持つ人々が社会活動に参加できる福祉のまちづくりを基本とし、地域住民が問題解決に主体的に参加できる地域の組織化活動に能動的かつ積極的に取り組めます。

なお、第1期計画期間は、令和2年度（2020年度）をもって終了する予定でしたが、「地域共生社会」の実現に向けた方向性について関係団体等との意見聴取や箕面市保健医療福祉総合審議会での継続した議論が必要になったことなどから、第1期計画期間を1年間延長し、令和4年度（2022年度）から10年間を策定期間とする「第2期箕面市地域福祉計画」（以下「第2期計画」という。）を策定するものです。

3. 計画の位置づけ

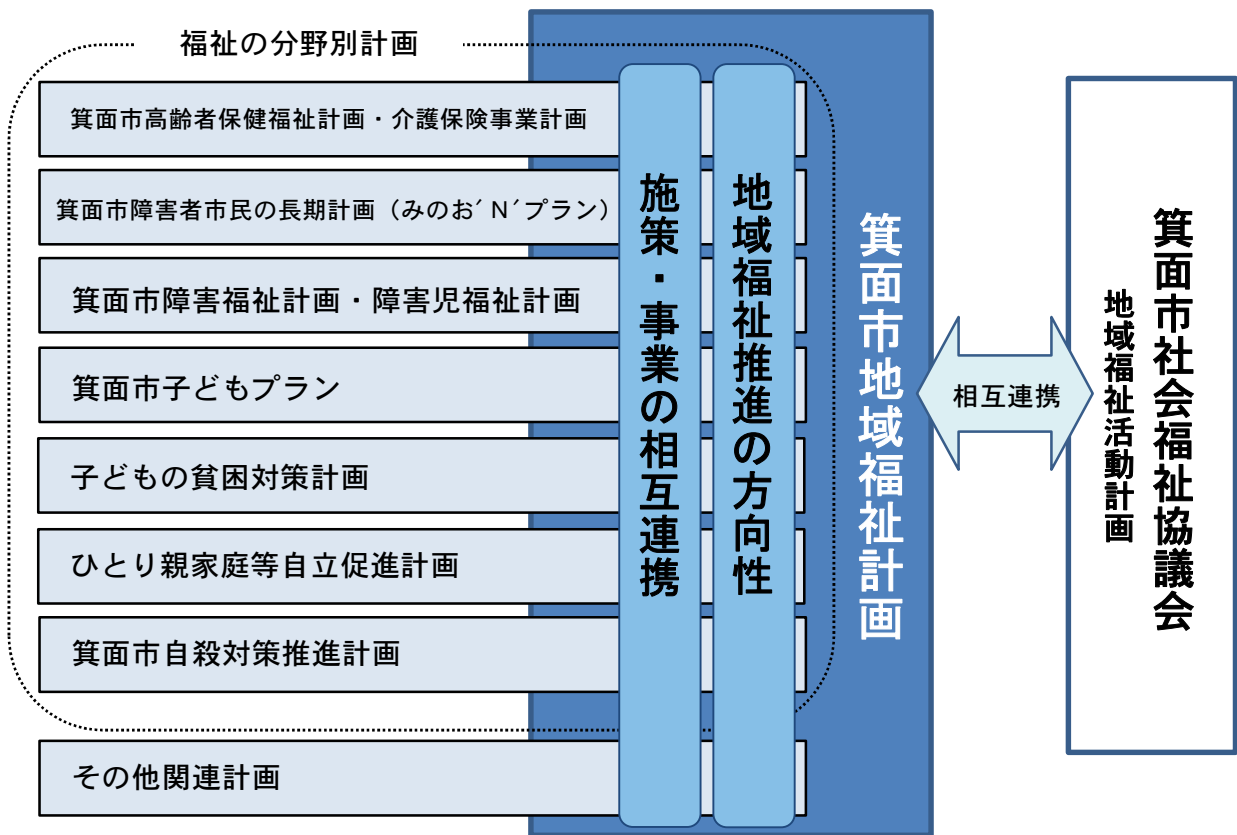
地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定で定められている事項を具体化し、地域における福祉施策を総合的に推進していくための計画です。

平成30年（2018年）4月施行の社会福祉法の一部改正に伴い、地域福祉計画の策定は任意から努力義務となり、また、計画として取り組むべき事項に「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関すること。」が規定されました。

第2期計画においても、「箕面市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「箕面市障害者市民の長期計画～みのお‘N’プラン～」、「箕面市障害福祉計画・障害児福祉計画」、「箕面市子どもプラン」、「箕面市自殺対策推進計画」などの保健・福祉関連の分野別計画に関して、これらの上位計画として、地域福祉の視点から各計画に共通する理念や施策の方向性などを明らかにし、教育、就労、人権、雇用、まちづくりなど幅広い他の分野別計画とも連携を図っていきます。

なお、「成年後見の利用の促進に関する法律」（平成28年（2016年）5月施行）及び「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年（2016年）12月施行）に基づき策定する計画は、本計画に包含しています。

◆ 関連計画との関係図



(参考) 社会福祉法

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同号各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、または変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

◆ 社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」との関係性

社会福祉協議会は、地域福祉を推進するための中核的な団体として社会福祉法第109条に位置づけられており、地域共生社会を推進する上でも中心的な担い手となります。

市の地域福祉計画は、地域共生社会を推進するための基本的な方向性や行政施策についての計画であり、市社協が定める「地域福祉活動計画」は、地域住民をはじめとする多様な主体の参画・協働を具体的に進めるための計画です。

地域福祉推進のための基盤や体制をつくる本市が策定する地域福祉計画と、それを実行するための、活動・行動計画である市社協が策定する地域福祉活動計画は、車の両輪のように一体となることで、各主体の役割や協働が明確になり、実効性のある計画となるため、両者で整合を図り、連携していきます。

4. 計画の期間

第2期計画の計画期間は、令和4年度(2022年度)から令和13年度(2031年度)までの10年間とします。計画の評価・検証を定期的に行い、社会情勢の変化、地域の実情などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

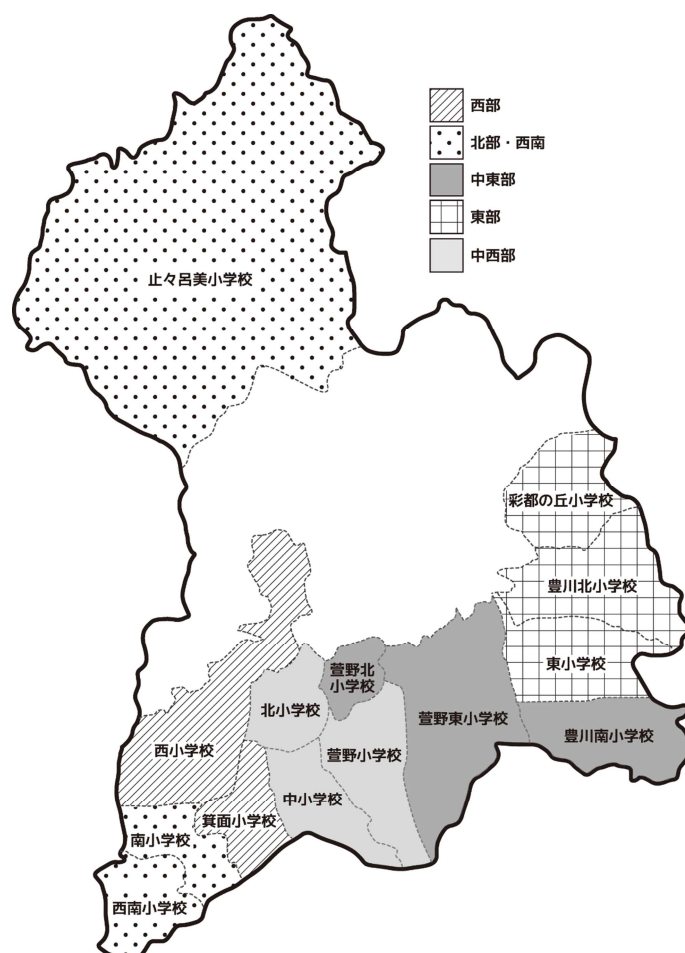
	R 2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
箕面市地域福祉計画	➡	➡	第2期計画									
箕面市地域福祉活動計画 （市社協）	➡		第3期計画					➡				
箕面市高齢者保健福祉計 画・介護保険事業計画	➡	第8期計画			➡			➡			➡	
箕面市障害者市民の長期 計画（みのお'N'プラン）	第3次計画				➡							
箕面市障害福祉計画・ 障害児福祉計画	➡	第6期計画			➡			➡			➡	
箕面市子どもプラン	第4次プラン				➡					➡		
子どもの貧困対策計画	➡				➡					➡		
ひとり親家庭等自立促進 計画	➡				➡					➡		
箕面市自殺対策推進計画	➡				H27～R6			➡			➡	

5. 計画の圏域

私たちが日常生活で地域を考えると、思い浮かぶ地域は、隣近所から市全域までさまざまです。地域福祉を進めていくうえで、どの取組をどの地域エリア（＝圏域）で展開していくか、その設定は非常に重要です。

本市では、第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定時に高齢者施策による各サービスの提供単位である日常生活圏域について見直しを行いました。その結果、高齢者やその家族の日常生活範囲、市社協の地区福祉会¹、自治会などによる地域住民相互の支え合い活動などに合致した圏域設定とするため、平成30年度（2018年度）からは、これまでの5つの日常生活圏域を、14の小学校区を単位とする日常生活圏域に改め、より身近な範囲できめ細やかな事業展開を図っています。

本計画でも、引き続き地域福祉を推進する基本圏域を、市社協の地区福祉会をはじめ、多くの地域住民組織の活動単位となっている小学校区とします。



1 箕面市社会福祉協議会の基本的構成組織として、小学校区単位に組織されている住民団体。地域で誰もが安心して生活できるよう、地区の特徴に応じた方法や形で、住民同士で見守りや支え合いの活動などを行っている。

6. 計画の策定体制

(1) 市・社協職員合同ワーキング会議の開催

令和3年(2021年)4月に本市及び市社協職員で構成する「市・社協職員合同ワーキング会議」を設置し、第2期計画と市社協が策定する地域福祉活動計画策定の方向性、地域の課題抽出などを行いました。

第1回	開催日	令和3年(2021年)4月23日(金)
	参加者数	12人
	内容	第2期箕面市地域福祉計画(素案)について
第2回	開催日	令和3年(2021年)5月25日(火)
	参加者数	12人
	内容	現計画の振り返りについて、テーマ別検討会の企画について
第3回	開催日	令和3年(2021年)6月17日(木)
	参加人数	11人
	内容	テーマ別検討会「親会議」の報告 「部会」について

(2) テーマ別検討会の開催

本市の相談・支援体制についての検討を行い、箕面市版の包括的な支援体制について協議しました。会議は親会議と部会を設置し、部会の検討内容を親会議メンバーで共有しました(事務局:市社協)。

参加者	地域包括支援センター、相談支援事業所、池田保健所、NPO法人、箕面市国際交流協会、地区福祉会、民生委員・児童委員協議会、地区防災委員会、自治会、民間企業、市社協、行政(関係室担当者)
学識経験者	川本健太郎氏 神戸学院大学総合リハビリテーション学部准教授 坂東 希氏 大阪大学大学院人間科学研究科特任講師

【親会議】

第1回	開催日	令和3年(2021年)6月11日(金)
	参加者数	25人
	内容	本市における相談支援体制の現状や課題について
第2回	開催日	令和3年(2021年)8月6日(金)
	参加者数	26人
	内容	部会での検討結果の共有、箕面版包括的な支援体制構築に向けて検討

【部会1】テーマ：「相談支援体制におけるチームアプローチ」

第1回	開催日	令和3年（2021年）6月29日（火）
	参加者数	28人
	内容	複雑・複合的で解決が難しい事例をもとにチームアプローチのあり方について検討～高齢者やひきこもりのかたの2事例～
第2回	開催日	令和3年（2021年）7月9日（金）
	参加者数	21人
	内容	複雑・複合的で解決が難しい事例をもとにチームアプローチのあり方について検討～子どもや青年、その家族の支援が必要な2事例～

【部会2】テーマ：「困っている人をどうキャッチアップするか」

第1回	開催日	令和3年（2021年）7月16日（金）
	参加者数	28人
	内容	相談機関の周知方法、支援者の動き、窓口のあり方、困っている人からの発信をどう引き出すかなどを検討

（3）箕面市地域福祉計画策定チーム会議の開催

第2期計画に関する検討、調査、情報共有等を行うため、市関係室の室長級職員で構成するチーム会議を開催しました。

第1回	開催日	令和3年（2021年）10月25日（月）
	参加者数	14人
	内容	第2期箕面市地域福祉計画（素案）について
第2回	開催日	令和4年（2022年）2月8日（火）
	参加者数	16人
	内容	第2期箕面市地域福祉計画（素案）について

(4) 箕面市保健医療福祉総合審議会

第2期計画の策定にあたり、本市附属機関である「箕面市保健医療福祉総合審議会」に、令和2年（2020年）8月4日に諮問し、令和4年（2022年）3月11日に本市へ答申をいただきました。

◆諮問日 令和2年（2020年）8月4日（第2期地域福祉計画に関すること）

令和 2年度 第1回	開催日	令和2年（2020年）8月4日（火）
	参加者数	委員13人、事務局19人
	内容	第2期箕面市地域福祉計画目次（案）について
第2回	開催日	令和2年（2020年）10月20日（火）
	参加者数	委員11人、事務局18人
	内容	第2期箕面市地域福祉計画（素案）について
第3回	開催日	令和2年（2020年）11月27日（金）
	参加者数	委員9人、事務局20人
	内容	第2期箕面市地域福祉計画（案）について他
第4回	開催日	令和3年（2021年）2月12日（金）
	参加者数	委員14人、事務局17人
	内容	第2期箕面市地域福祉計画（素案）に対するパブリックコメント手続実施結果（案）
令和 3年度 第1回	開催日	令和3年（2021年）7月30日（金）
	参加者数	委員13人、事務局20人
	内容	第2期箕面市地域福祉計画（素案）の策定に向けて
第2回	開催日	令和3年（2021年）11月10日（水）
	参加者数	委員10人、事務局20人
	内容	第2期箕面市地域福祉計画（素案）について他
第3回	開催日	令和4年（2022年）2月18日（金）
	参加者数	委員11人、事務局23人
	内容	第2期箕面市地域福祉計画（素案）に対するパブリックコメント手続実施結果（案）他

第2章 地域福祉を取り巻く現状

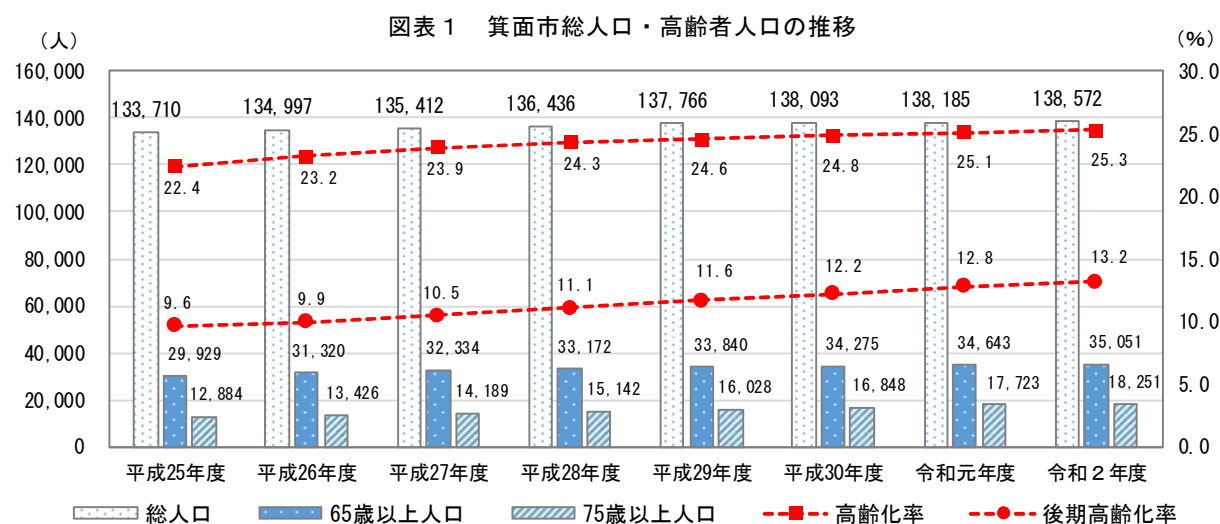


第2章 地域福祉を取り巻く現状

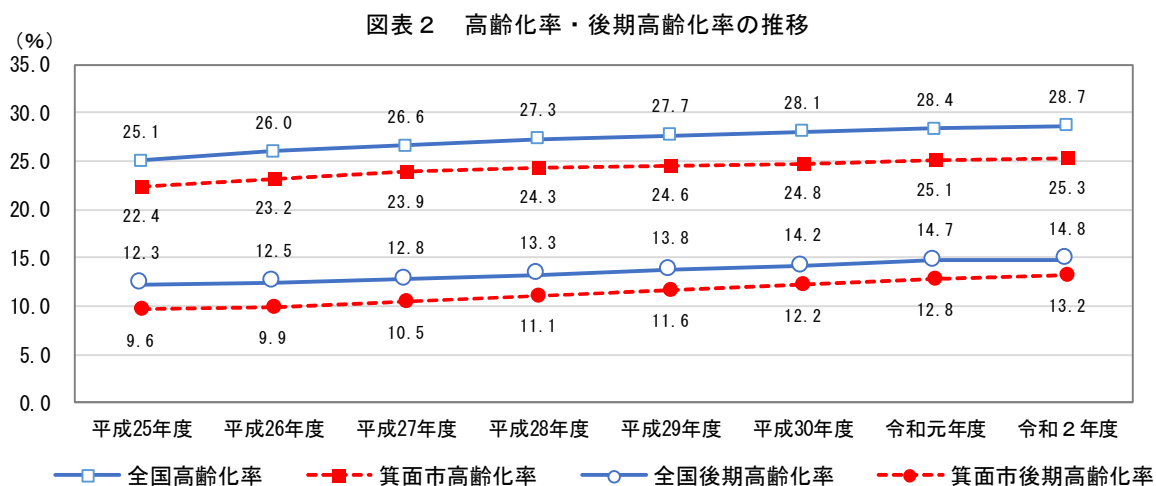
1. 本市の概況

(1) 本市の人口推移

本市の人口は増加傾向にあり、令和2年(2020年)9月末現在で138,572人となっています。また、高齢化率・後期高齢化率については、「全国」より低い値で推移しています。平成25年度(2013年度)と令和2年度(2020年度)の高齢化率を比較すると、「全国」は3.6ポイント増であるのに対し、本市は2.9ポイント増となっており、本市の高齢化の速度は、「全国」よりも遅い状況にあります。しかし、平成25年度(2013年度)と令和2年度(2020年度)の後期高齢化率を比較すると、「全国」は2.5ポイント増であるのに対し、本市は3.6ポイント増となっており、本市の後期高齢化の速度は、「全国」よりも速い状況にあります。



資料：「第8期 箕面市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」



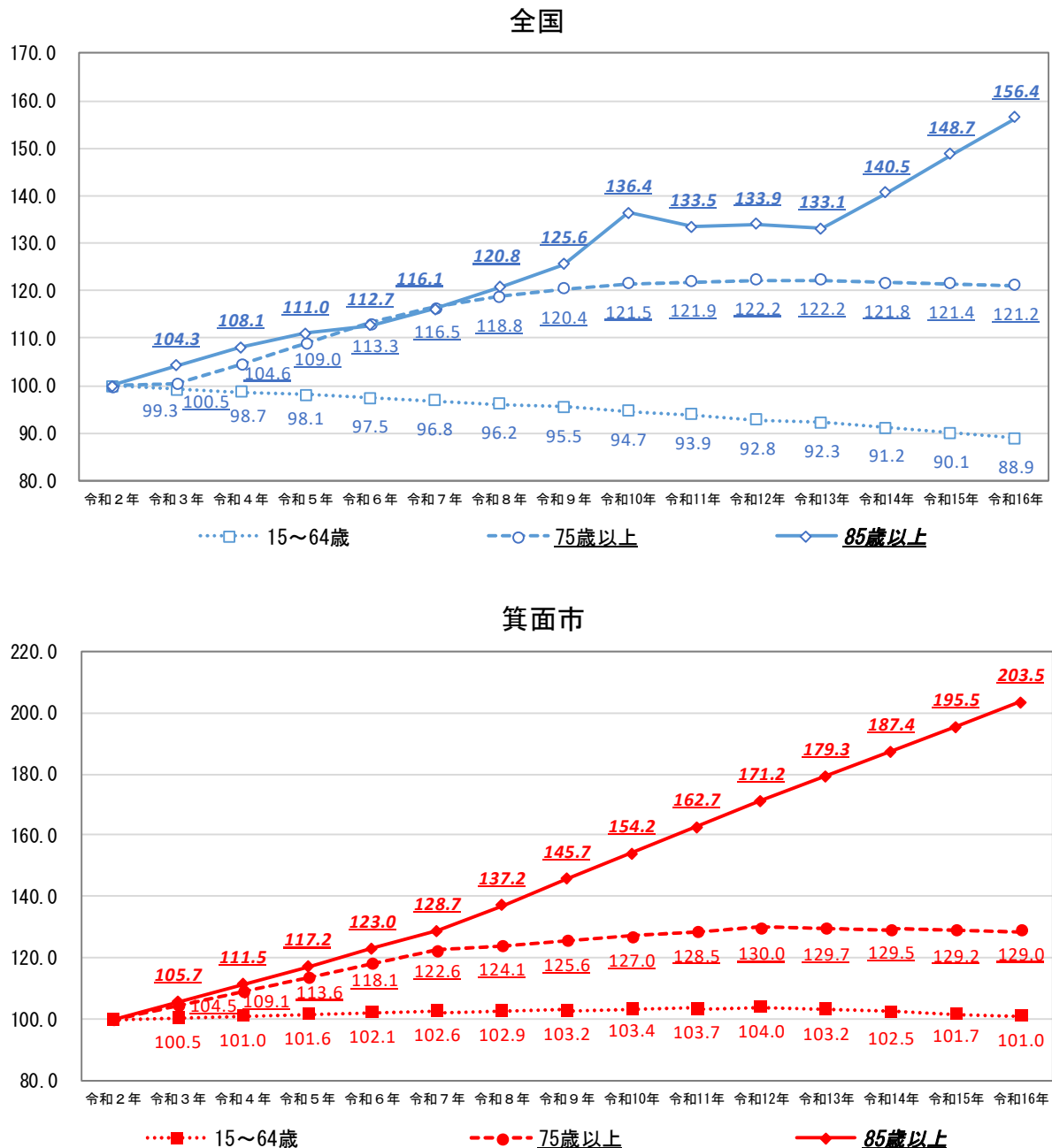
※箕面市は住民基本台帳（各年度9月末）、全国は総務省統計局「人口推計」（各年度10月1日）

資料：「第8期 箕面市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」

今後、「全国」においては後期高齢者人口（75歳以上人口）が増加していきますが、担い手である生産年齢人口は全国的には減少することが予測されています。

一方、本市では、生産年齢人口はほぼ横ばい状態となっていますが、後期高齢者人口は全国平均を上回る速度で増加していくことが予測されます。

図表3 生産年齢人口と後期高齢者人口の推移（令和2年(2020年)を100とした場合）

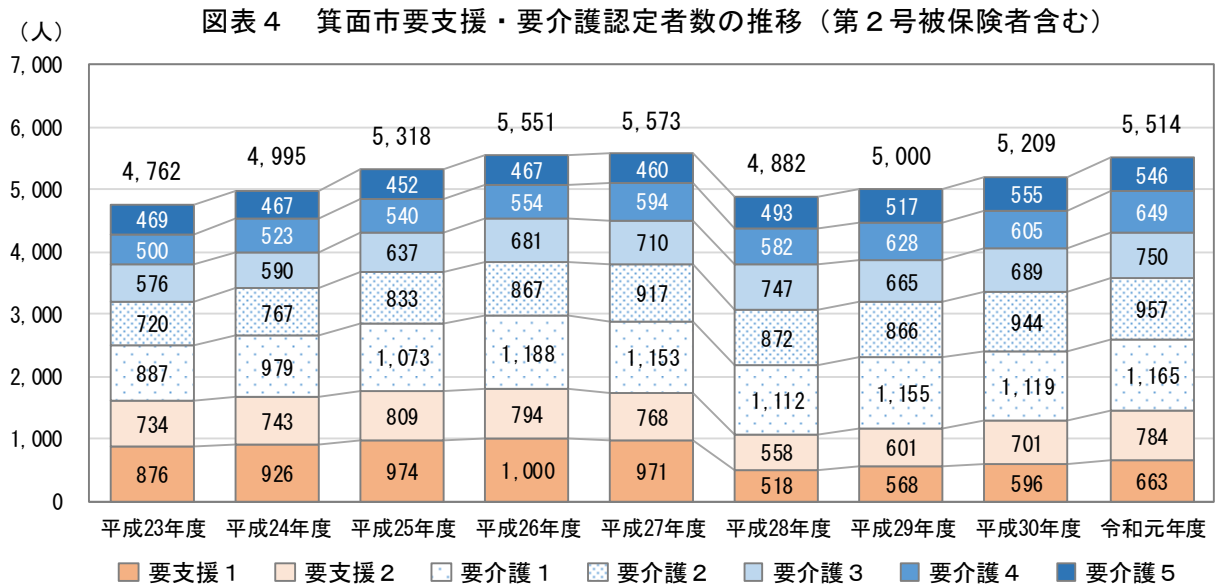


※全国：日本の将来推計人口（平成29年(2017年)推計）の出生中位（死亡中位）推計結果（各年10月1日）をもとに算出

資料：箕面市：箕面市人口ビジョン人口推計Ⅱ

(2) 要支援・要介護認定者数

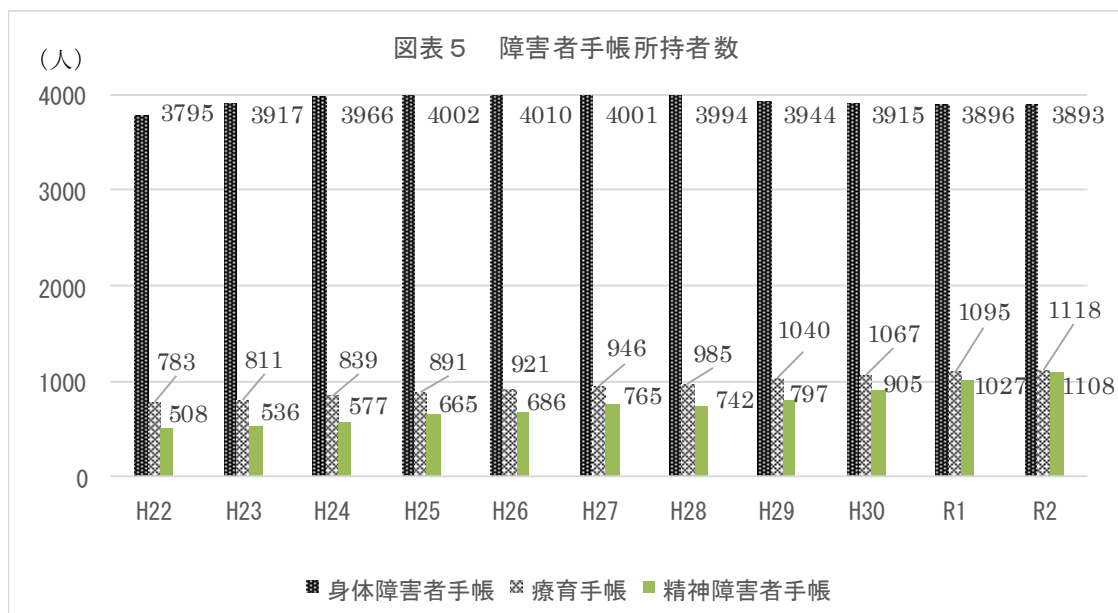
要支援・要介護認定者数は、平成27年度(2015年度)から介護予防・日常生活支援総合事業を開始し、要支援者が事業対象者に移行したため、平成28年度(2016年度)には減少に転じていますが、それ以降は増加傾向となっています。



資料：「第8期 箕面市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」

(3) 障害者手帳所持者数

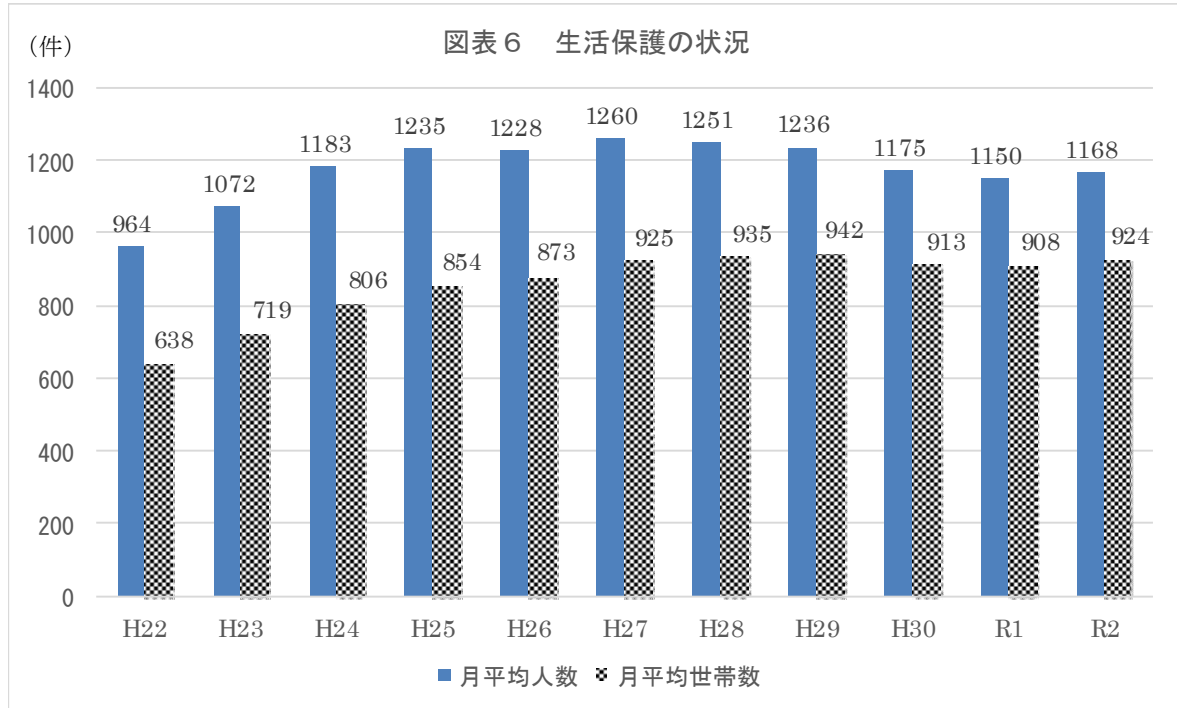
身体障害者手帳所持者数は平成26年度(2014年度)の4,010人から若干の減少が見られますが、知的障害者及び精神障害者手帳所持者は増加傾向にあります。



資料：市勢年鑑

（４）生活保護人員・世帯の推移

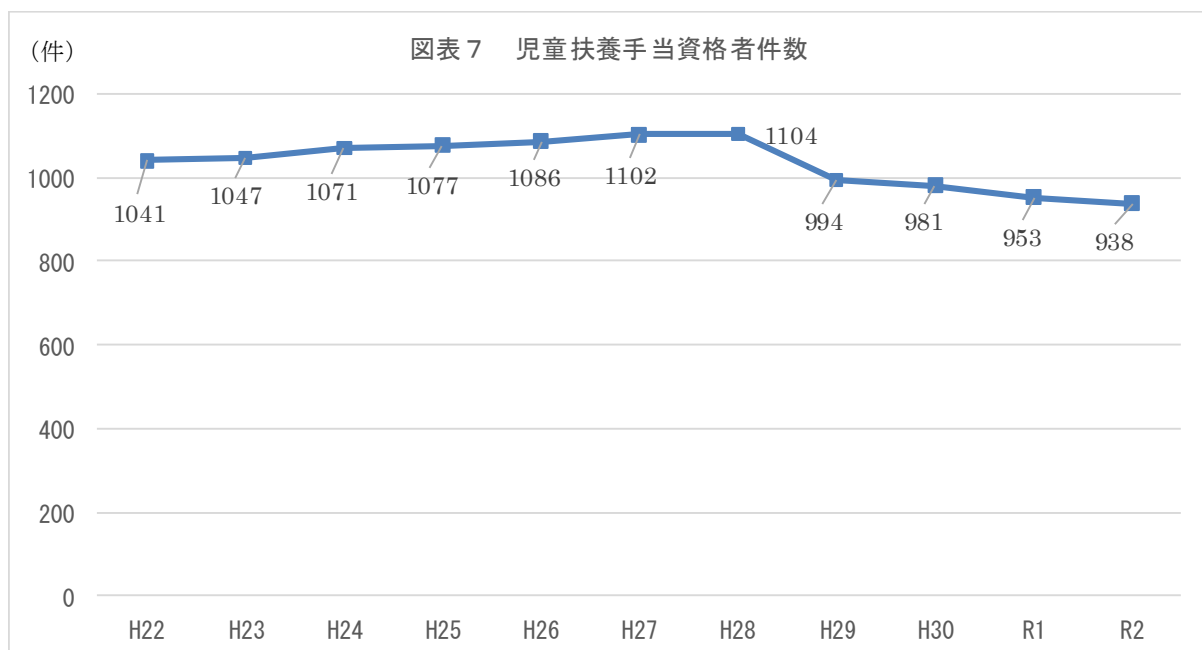
生活保護にかかる被保護人員は平成 27 年度（2015 年度）、世帯数は平成 29 年度（2017 年度）をピークに減少傾向にありましたが、令和 2 年度（2020 年度）は新型コロナウイルスの影響もあり、被保護人員・世帯数共に増加しています。



資料：市勢年鑑

（５）ひとり親家庭の推移

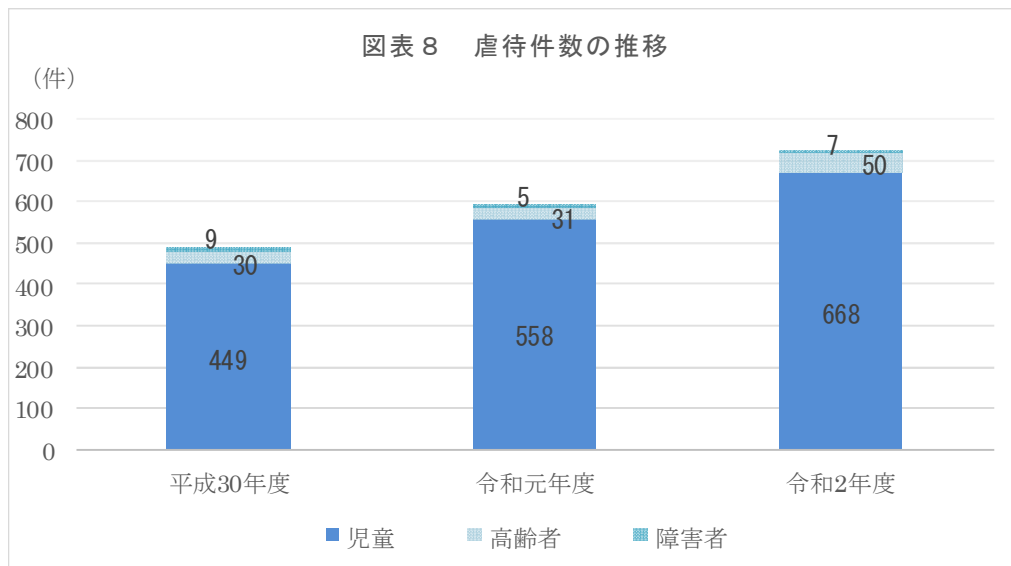
ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与することを目的に給付される児童扶養手当資格者数は、平成 29 年度（2017 年度）以降微減となっています。



資料：子育て支援室

（６）高齢者・障害者・児童虐待の推移

高齢者や障害者、児童に対する虐待が発生しており、高齢者虐待の対応件数、児童虐待の通告件数が年々増加傾向にあります。

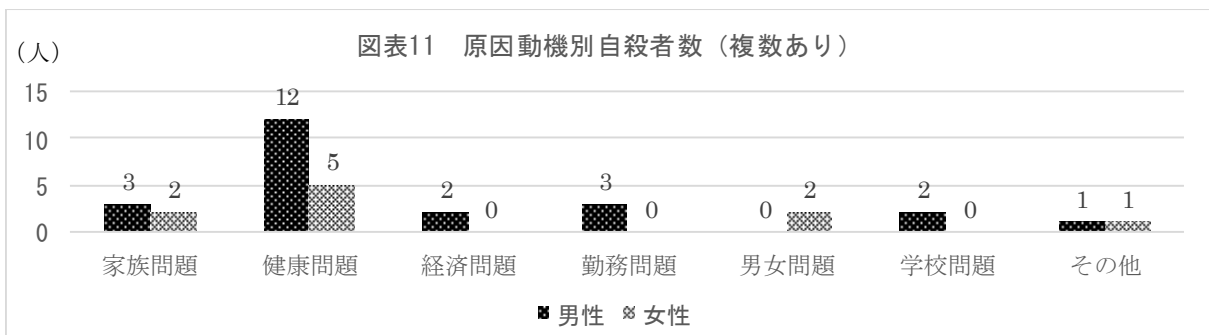
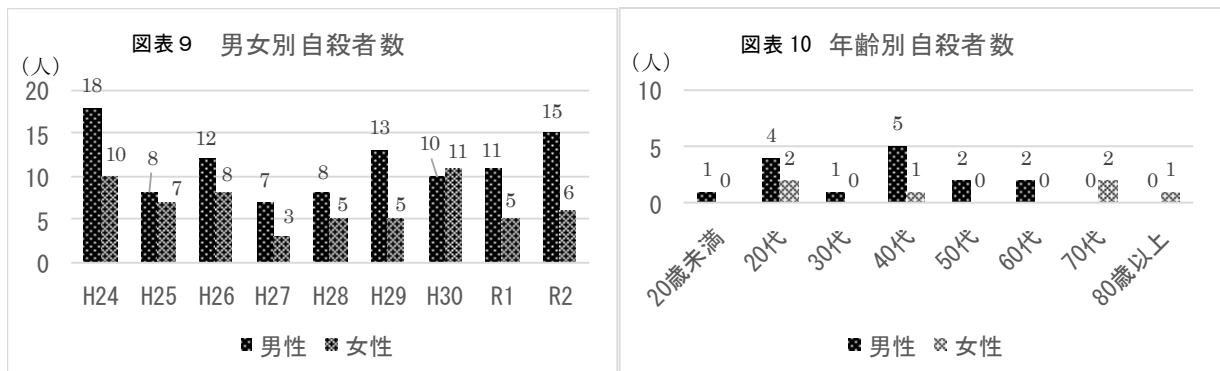


(高齢者・障害者虐待は対応件数、児童虐待は通告件数)

資料：市勢年鑑

（７）自殺者の推移

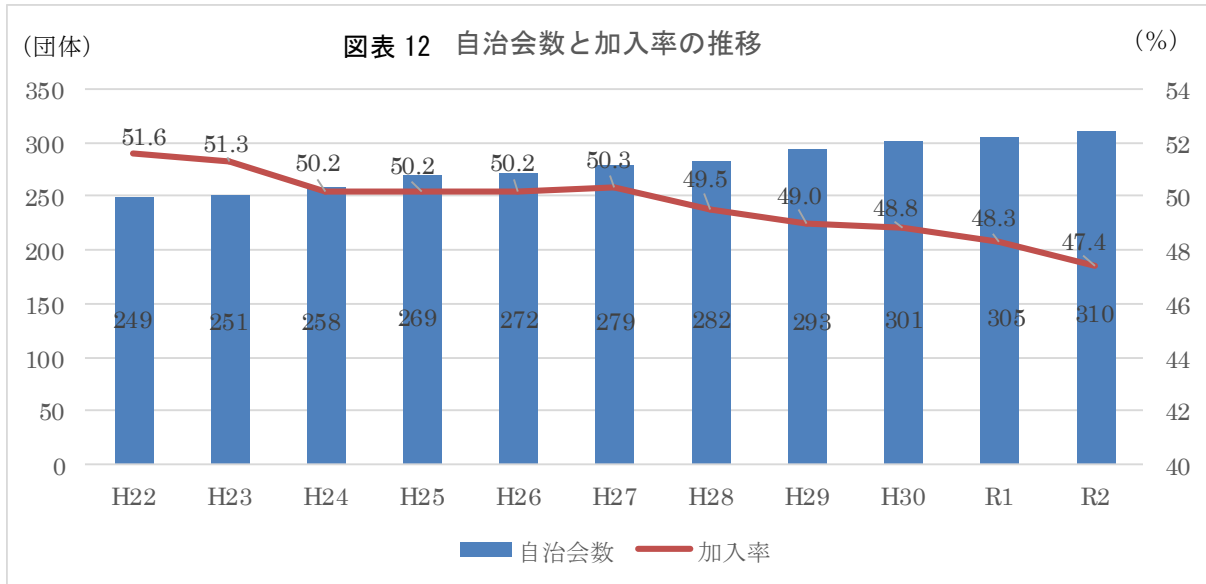
本市の自殺者数は、平成24年度（2012年度）の28人をピークに減少傾向を示していましたが、令和2年度（2020年度）は21人となり増加に転じています。令和2年度（2020年度）の年齢別自殺者数では20代と40代でそれぞれ6名となり、全体の57%を占めています。原因動機別（複数あり）では、健康問題、家族問題、勤務問題の順となっています。



資料：地域保健室

（８）自治会数と加入率の推移

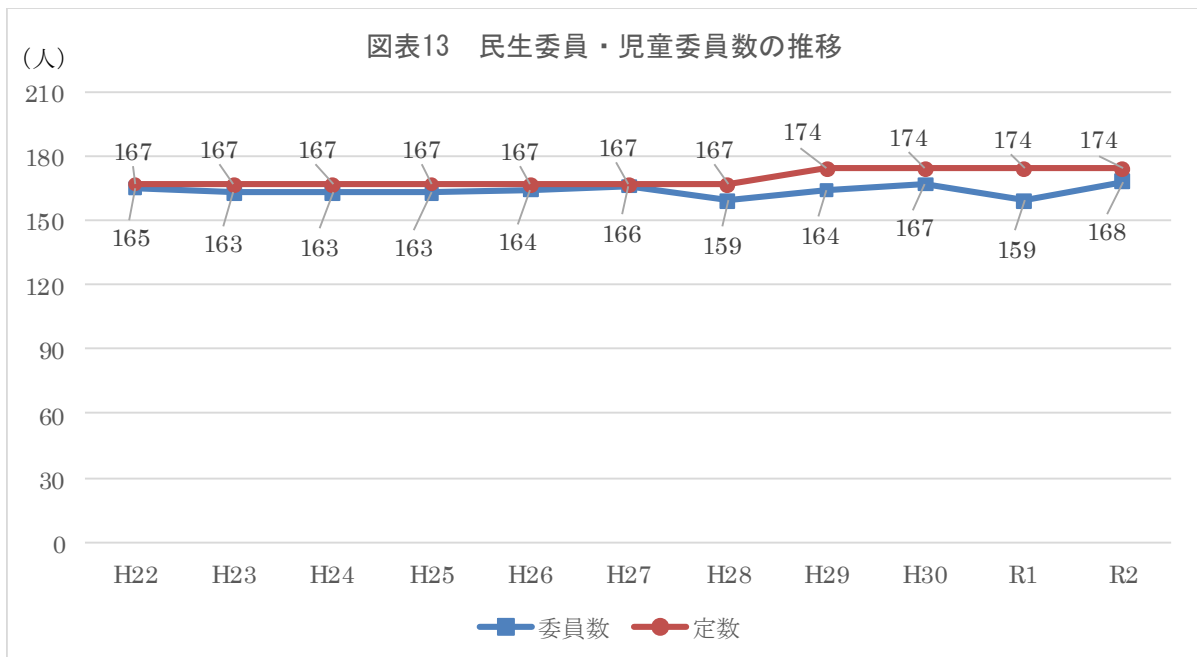
自治会の数は増加しているものの、自治会ごとの加入世帯の減少により、市全体の加入率は50%を割っています。



資料：市勢年鑑

（９）民生委員・児童委員数の推移

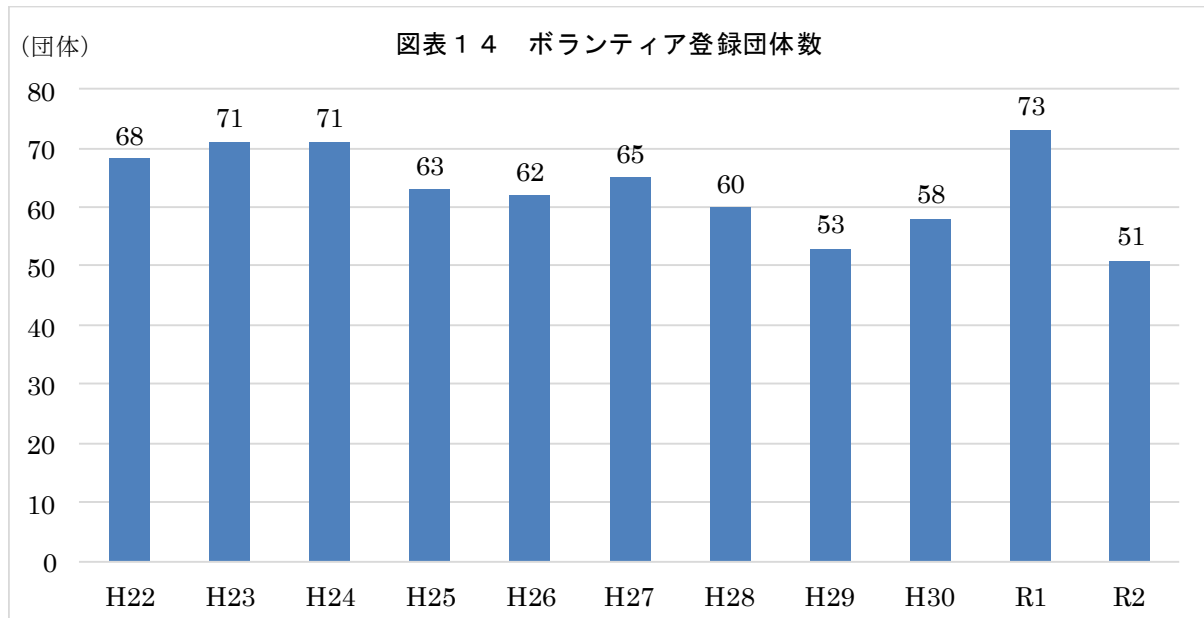
令和2年（2020年）3月31日時点の本市の民生委員・児童委員及び主任児童委員の定数は174名で、168名の委員が活動しています。委員の平均年齢は約67歳と高齢化が進んでおり、次期改選（令和4年（2022年）11月）で現在の活動者の約19%が定年（75歳）を迎える予定であり、担い手の育成が急務となっています。



資料：市勢年鑑

(10) 市社協に登録しているボランティア団体数の推移

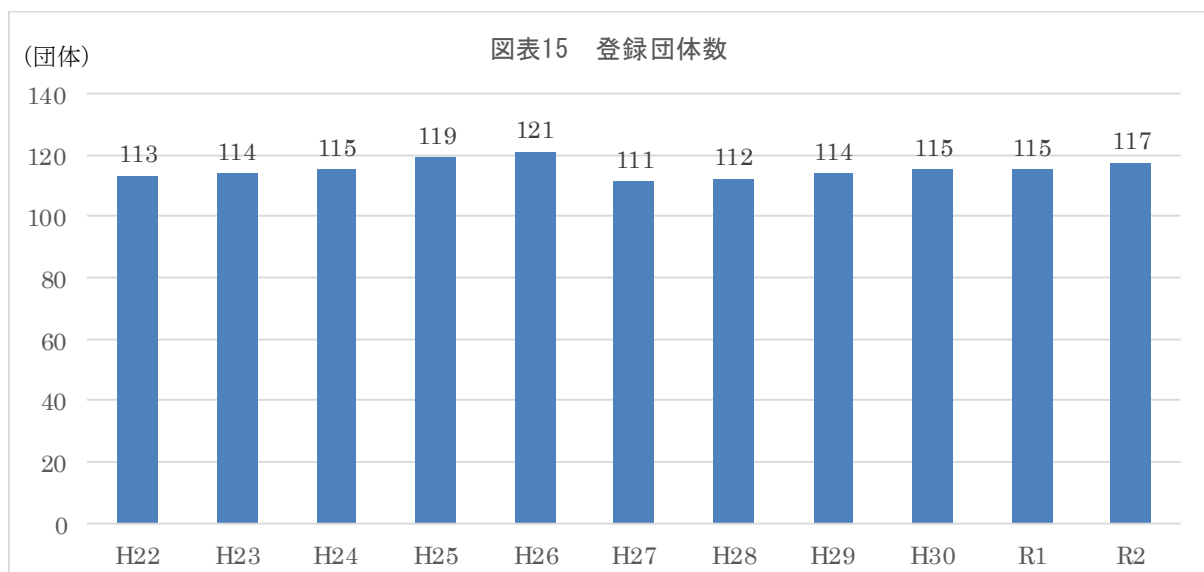
市社協に登録するボランティア団体は、平成30年度（2018年度）以降増加していますが、令和2年度（2020年度）は新型コロナウイルスの影響により、ほとんど活動できていない状況です。平成30年度（2018年度）の大阪北部地震では、市社協がボランティアセンターを開設し、物資の集配やニーズの把握、活動者の受入れとマッチングなどの支援にあたりました。



資料：箕面市社会福祉協議会

(11) 箕面市NPO条例登録団体数の推移

平成26年度（2014年度）は、121団体が登録していましたが、平成27年度（2015年度）は111団体に減少し、以後、微増傾向にあります。福祉や社会教育、環境保全、まちづくりなど様々な分野で活動しており、今後も地域支援団体としての活動が期待されます。

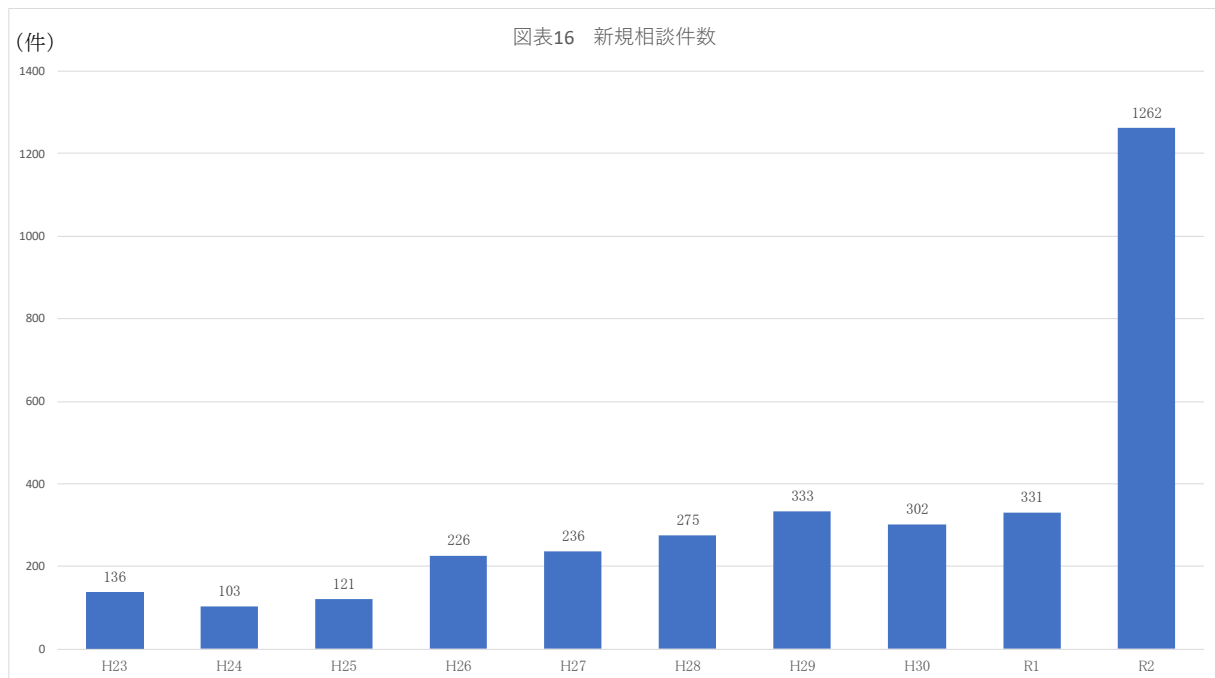


資料：生涯学習・市民活動室

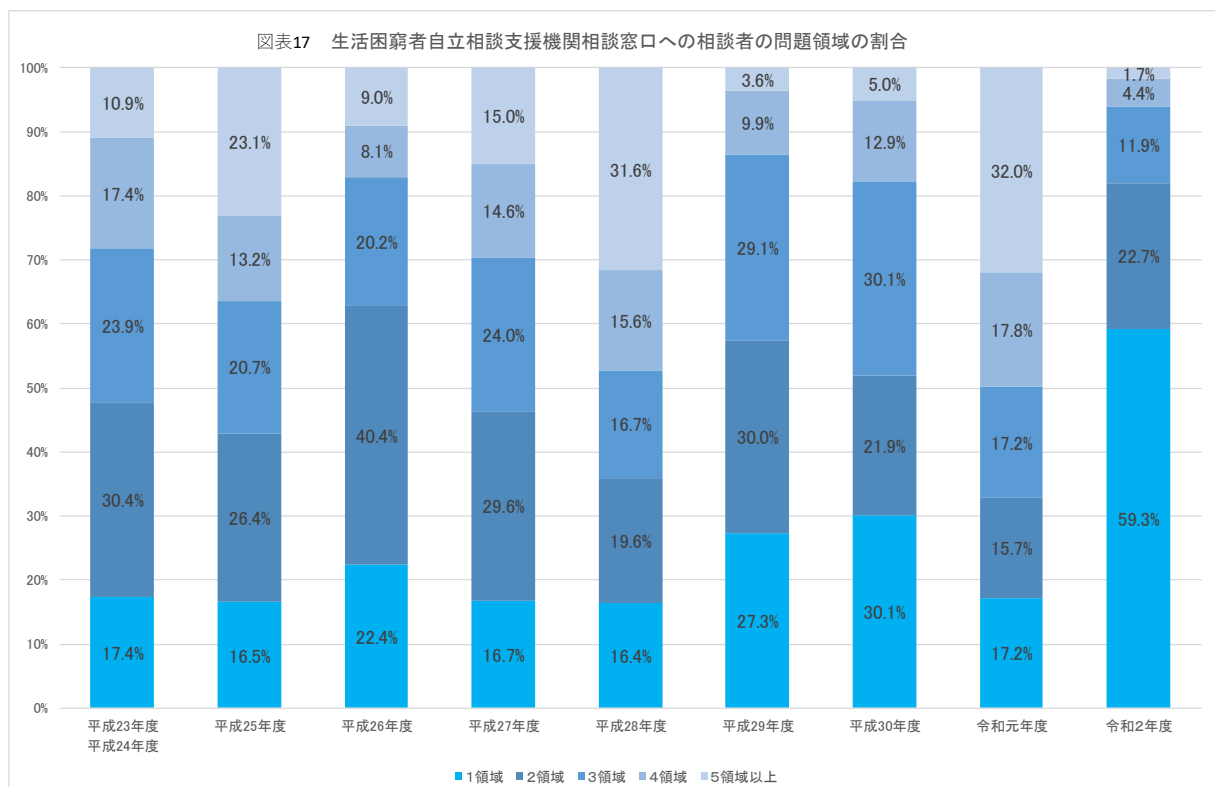
(12) 生活困窮者自立支援事業による相談の推移

相談件数は増加傾向にありましたが、令和2年度においては、コロナ禍により、住居確保給金や総合支援資金貸付などの相談が増えたことにより、相談件数が大幅に増加しています。

また、相談者が抱える課題は、ひとつではなく複数の領域にまたがっていることから、掘り下げたアセスメントと分野を横断した包括的な支援が必要です。



資料：生活援護室



資料：生活援護室

2. 第1期計画における「行政の重点的な取組」について

平成24年（2012年）策定の第1期計画では、基本理念「誰もが互いに支えあい、安心して暮らせるつながりのあるまちづくり」を実現するため、「みんながつながり支えあう地域づくり」「福祉課題の発見の仕組みと相談体制の整備」「地域福祉を推進する人づくり、組織づくり」の3つの基本目標を定めました。その中で、「地域防災力の向上と連携した人づくり」「地域活動に参加するきっかけづくり」「各専門機関の連携強化」「権利擁護の推進」「社会福祉協議会への支援」「地域活動を支える情報発信」を重点的な取組に位置づけ、住民による福祉活動と公的なサービスの連携・協働による地域福祉の推進に努めてきました。

以下、重点的な取組や課題に対する対応について振り返りを行いました。

重点目標1 みんながつながり支えあう地域づくり

（1）地域防災力の向上と連携した人づくり

東日本大震災以後、地域防災力の強化が求められる中、本市においてはすべての小学校区（14小学校区）に「地区防災委員会」を設置し、地域が一体となって災害予防や災害を軽減するための防災活動や自主活動に取り組んできました。

本市においては、地域のすべての住民と自治会などの地域コミュニティを含む地域で活動するすべての団体を「地区防災委員会」の一員として位置づけ、災害時の避難所を拠点として避難所運営を担う一方、自治会などを中心に、地域での支援活動や地域と避難所間で情報の集約・提供、人員・物資などの支援活動を行う仕組みを構築しました。地区防災委員会には、当該地区に居住する職員3名も「地区防災スタッフ」として従事し、地域のみなさんと一緒に防災体制づくりに取り組んでいます。

また、災害対策基本法に基づき、大地震などの災害が発生した際に、避難することが難しく支援を必要とする人を登録した「避難行動要支援者名簿」を作成し、警察、消防、民生委員・児童委員、自治会などにあらかじめ配付し、地域全体で支援を行う仕組みをつくりました。なお、本市では、「避難行動要支援者名簿」を平常時の見守り活動などにも活用できるようにしています。

平成30年（2018年）6月に発生した大阪北部地震では、市内において死傷者や全壊家屋、半壊家屋、一部損壊家屋など多数の被害が生じ、また、市内各所において長時間にわたる断水が生じるなど、生活基盤となるライフラインも甚大な被害を受けました。

市では、この地震を教訓として、自助、共助、協働を基本として、さらなる地域防災力の強化を図るため、職員に加えて地区防災委員会の役員にも防災士資格を取得していただく取組をはじめました。令和3年10月現在、23名の地域住民が資格を取得していますが、今後もこの取組を進め、地域防災の中心的な役割を担っていただくとともに、地域活動に対する啓発や参加機会の充実に取り組んでいきます。

（２）地域活動に参加するきっかけづくり

少子高齢化や核家族化の急速な進展、ライフスタイルの多様化などにより社会構造が大きく変化する中、地域における多様な生活課題に的確に対応するために、市民活動団体等による地域活動やボランティア活動が果たす役割がますます重要になっています。

他方で、本市においても地域活動の担い手の固定化・高齢化による担い手不足が深刻化していることを踏まえ、勤労世代や団塊の世代などが、その知識・経験を生かして積極的に地域活動の担い手となれるよう、市社協や市民活動センター、シニアクラブ活動等と連携し、活動参加機会の周知ときっかけづくりに努めるとともに、民生委員・児童委員活動や地区福祉会活動、市社協ボランティアセンター活動などに対する支援を行いました。

このほか、「元気はつらつ頑張る高齢者表彰」として、地区敬老会で地域功労者を表彰することにより、地域活動への参加による高齢者の生きがいづくり・仲間づくり・健康づくりの支援に努めました。

平成30年度（2018年度）からは、「顔の見える総合相談・支援モデル事業」を始め、モデル小学校区に「ささえあいステーション」を開設し、地域の支援・福祉活動の周知・広報を、身近な小学校区単位で実施し、地域住民の参加を呼びかけました。

さらに、介護予防リーダー養成講座、認知症予防リーダー養成講座、認知症サポーター養成講座、ゲートキーパー養成講座などの開催、また、要約筆記・手話通訳・音訳のボランティア育成などを実施し、身近な場所での気づきや地域活動のきっかけづくりを進めました。

ボランティア活動や就労的活動は、高齢者の生きがいづくり、社会参加の場としても、大きな役割が期待されています。高齢者が、サービスの受け手としてだけでなく、地域活動や生活支援の担い手として活躍することができるよう、引き続き支援します。

併せて、幅広い年齢層の活動参加についても、「ささえあいステーション」による地域課題の把握・共有、地区福祉会をはじめとする関係機関・団体による地域課題への取組等と連携し、広く呼びかけを進めます。



重点目標2 福祉課題の発見の仕組みと相談体制の整備

(1) 専門機関同士の連携強化

第1期計画では、高齢者の家族、障害者や子どもなど、すべての住民の生活課題が複合的に絡み合った事例や、既存の保健・福祉サービスの利用だけでは解決困難な制度の狭間にある課題を解決するため、行政、福祉関係事業所、地域の社会資源との連携を図り、セーフティネットの構築を進めてきました。

● 高齢分野

平成18年(2006年)4月には、高齢者の総合相談支援機関として地域包括支援センター²を設置し、相談支援など地域住民の心身の健康の保持と生活の安定のための必要な援助に努めてきましたが、特にフォーマルサービスでは対応が困難なケースや制度の狭間にある課題、見守りや生活支援を必要とするかたへの支援策などについて、関係機関の多職種が集まって地域ケア会議で共有し、ともに解決に努めるなど関係機関同士の連携を図ってきました。平成30年(2018年)4月には、地域包括支援センターの担当圏域と設置数の見直しを行い、地域包括支援センターが担当圏域内の介護サービス事業所や施設等の関係者同士の顔の見える関係づくりをめざし、圏域ネットワーク会議を開催するなど、民民連携の促進にも取り組んできました。また、箕面市介護予防・居宅支援事業所連絡会をはじめ、関係事業者団体とも連携を密にし、制度改正や研修会の共催などにも努めています。

● 障害分野

箕面市障害者市民施策推進協議会(障推協)において、障害者当事者団体や障害者手帳を持っている市民、持っていない市民と共に、障害福祉に関する事業の見直しや公共施設のバリアフリー化など市の障害福祉施策の推進や、箕面市障害福祉計画・障害児福祉計画の策定にあたり、当事者目線からの福祉課題の発見に取り組んできたほか、箕面市自立支援協議会³に権利擁護部会、相談支援部会、地域移行・定着支援部会を設置し、相談支援事業所⁴、就労支援事業所、保健所、医療機関、障害者当事者団体、社会福祉協議会、民生委員・児童委員などの関係機関及び市内障害者団体等を構成員として、障害等への支援体制に関する地域課題について情報共有し、地域の関係機関のネットワーク構築に向けた取組を行うなど専門機関同士の連携強化・調整に努めてきました。

2 介護保険法に基づき、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門的なスタッフを配置し、介護、福祉、権利擁護、介護予防など様々な高齢者の相談に対応し、支援する機関。

3 障害者総合支援法に基づき、障害者等の地域生活支援体制の整備を図るために設置。関係機関・関係団体、障害者等とその家族及び福祉・医療・保健・就労関係者等で構成される。

4 障害福祉サービスを利用するためのサービス利用計画を作成し、サービスの利用調整等を行う機関。

● 権利擁護

年々増加している悪質な商法による消費者被害や振り込め詐欺などの社会問題については、地域包括支援センターが中心となり、消費生活センター、警察、消防等の多様な関係機関と連携し、地域のサロン等での啓発活動や銀行の窓口での相談会の実施など消費生活トラブルの防止に努めてきました。

また、高齢者虐待や障害者虐待への対応については、虐待対応マニュアルを作成し、対応方法について共通認識を確立しつつ、地域包括支援センター、相談支援事業所、介護サービス事業者、障害福祉サービス事業者、地域住民、警察、消防、法律関係者など地域における多様な関係団体との連携が不可欠であるため、地域の関係機関が連携し、虐待の早期解決に取り組む体制を構築してきました。

● 包括的な支援の実施

生活困窮者自立支援事業では、生活困窮者自立支援法の法制化以前のモデル事業実施時から、複合的な課題を抱える相談者を本市全体で支え、困窮状態に陥る前に早期支援につなげるネットワークづくり、関係支援機関の情報共有と連携を目的として「箕面市生活困窮者自立支援推進協議会」を開催しており、社会福祉法人や地域包括支援センター、ハローワーク、市内の府立高校などの多数の関係機関や市の関係課・室の参加により、生活困窮者自立支援事業の周知と連携強化に努めています。

顔の見える総合相談・支援モデル事業では、総合相談支援窓口としてあらゆる年代のあらゆるお困りごとを受け止め、解決に向けて介護、障害者、生活困窮、子どもなどの適切な専門機関につなぐことで早期対応を行うとともに、地域住民の目線で生活支援の必要性を踏まえたうえで、地域住民と話し合いを重ね、既存の社会資源の拡大や新たな支え合い体制の構築、担い手の確保を行ってきました。

● 多機関との連携

医療と介護の連携については、在宅医療と介護を一体的に提供するため、平成27年（2015年）から、三師会をはじめとして箕面市立病院地域医療室や介護サービス事業者、地域包括支援センターなどが参加する在宅医療推進事業運営委員会において在宅医療と介護の連携について協議を行い、医療関係者と介護事業者の連携を推進することを目的に、多職種連携研修会の開催など、在宅医療・介護連携事業を実施してきました。

この間、地域においては民生委員・児童委員、地区福祉会、一声訪問員、地域包括支援センター、市社協地域福祉推進課職員をはじめ、お弁当などの宅配事業者やコープの移動販売事業者、コンビニエンスストアなどの生活関連事業所、電気・ガス・水道などのインフラ事業者とも連携した高齢者の見守りの体制の構築などに取り組み、関係機関同士の連携に努めてきました。

（２）権利擁護の推進

認知症や知的障害、精神障害などの理由で判断能力が十分でなく福祉サービスの利用など各種の契約行為が困難になっているかたの権利を守るため、福祉サービス利用に関する助言や成年後見制度の周知・利用促進に努め、権利擁護を推進してきました。また、虐待やDV防止に対しては、関係機関と連携し、発生予防、早期発見・早期対応の体制確保に努めてきました。

- ① 成年後見制度利用促進としては、本人に代わって市長が家庭裁判所に成年後見審判の開始を申し立てる「市長申立て」、低所得者への成年後見制度申立にかかる費用及び後見人報酬の助成を行いました。
- ② 虐待・DV防止の取組としては、地域包括支援センターや相談支援事業所、民生委員・児童委員、介護サービス事業者、障害福祉サービス事業者、地域住民、地域における多様な関係団体と連携し、迅速な対応を行いました。
- ③ 権利擁護に関する周知・啓発については、介護サービス事業者向けの虐待研修会の開催、市広報紙もみじだよりによる虐待を発見した際の通報義務等に関する周知などを行いました。

このほか、市社協と連携し、日常生活自立支援事業（まかせてねット）⁵を推進し、金銭管理などに不安のあるかたを対象に、日常的な金銭管理や福祉サービスの利用援助を行うことにより、地域で安心した生活ができるよう支援しました。

（参考）

市長申立件数の推移

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
高齢者	3 件	1 件	0 件	2 件
障害者	0 件	1 件	0 件	0 件

後見人報酬助成の推移

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
高齢者	4 件 825,772 円	10 件 2,347,800 円	12 件 2,761,380 円	14 件 3,276,156 円
障害者	7 件 1,118,200 円	6 件 1,346,400 円	7 件 1,709,000 円	8 件 2,081,600 円

まかせてねット利用者数の推移

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
利用者数	49 人	46 人	47 人	54 人

⁵ 判断能力が不十分の方が福祉サービスを利用するために必要な援助（行政手続、日常の金銭管理等の援助）を行う。

重点目標3 地域福祉を推進する人づくり、組織づくり**（１）箕面市社会福祉協議会（市社協）への支援**

第1期計画期間内において、市は、市社協が実施する小地域ネットワーク活動、ボランティア活動推進事業、地区福社会活動推進事業、広報啓発事業、地区敬老会事業をはじめとする様々な活動を支援するための財政支援を継続的に行うとともに、学童保育事業、ファミリーサポート事業、地域包括支援センターや在宅ケアセンター、生活相談窓口、顔の見える総合相談・支援モデル事業などの委託事業において、市内関係機関との連携のもと、情報共有と支援策を協議し、共に地域の課題解決に努めてきました。また、市社協は、市立施設の指定管理者として、介護老人保健施設や稲デイサービスセンターの運営を担い、適切に事業を実施してきたところです。

このような状況のもと、市と市社協は、平成27年度（2015年度）から平成28年度（2016年度）にかけて、少子・超高齢社会を見据えた今後の地域の姿を考えたときに、市社協として地域の福祉を担う体制の再構築が必要との認識のもと、改めて市社協が本来担うべき役割とその業務とは何かを検討しました。その結果、市社協が本来担うべき役割を「福祉課題を抱える人の困りごとを、地域の繋がりの中で発見し、それを地域の課題として捉え、何ができるかをみんなで考え、話し合い、取り組み、支え合うことができる地域づくり」とし、市社協はそのための体制づくりを、市は市社協が本来担うべき業務に必要な財政支援を行うこととしました。

一方で、職員の年齢層の偏りや経験の浅い職員が増え、将来の市社協を担う人材の育成が必要となっており、令和2年度（2020年度）から、市職員と市社協職員との人事交流を行い、人材の育成と組織の活性化に向けた取組も始めています。

（２）地域活動を支える情報発信

地域福祉活動を支える財政的支援として、市社協への各種補助金を交付金に一本化しました。また、シニアクラブ連合会及び単位シニアクラブの活動に対し補助金を交付したほか、シニアサークルの立ち上げや活性化に対し、シニア活動応援交付金を交付しました。

さらに、夢の実支援金（みのお市民活動支援金）として、地域課題に取り組む市民活動団体（ボランティアグループも含む）、NPO、自治会、地域団体などの非営利団体が実施する公益的活動を対象に、財政的支援を行いました。

また、地域福祉についての関心や理解を深め、活動への参加を促す情報提供活動としては、市広報紙もみじだよりや市ホームページ、各種パンフレットやリーフレット等の様々な情報媒体を活用し、団体の活動や行事、人材募集などに関する情報提供を行いました。特に、シニア世代の活躍の場を広げるため、地域デビュー相談窓口「シニア・ナビ」を設置し、多様な市民活動の紹介を行いました。

3. 第1期計画の「計画実現に向けた基盤づくり」について

第1期計画では、基本理念を実現するために、3つの基本目標ごとに定めた施策・取組を進めていく際の基盤となる総合的、横断的な仕組みをつくり、「日常からのつながり、支えあい」の意識を高め、地域の中でお互いに顔の見える関係を築く場づくりと全市的なセーフティネットの構築が求められていました。特に、「制度や専門機関の狭間で解決できない問題がある」ことと『適切な相談先の必要な福祉課題』が潜在化してしまっていることが課題となり、適切な相談先につなげにくく、福祉課題の把握が難しい「顔の見える関係にない人たち」への支援の取組を進めていくこととしていました。

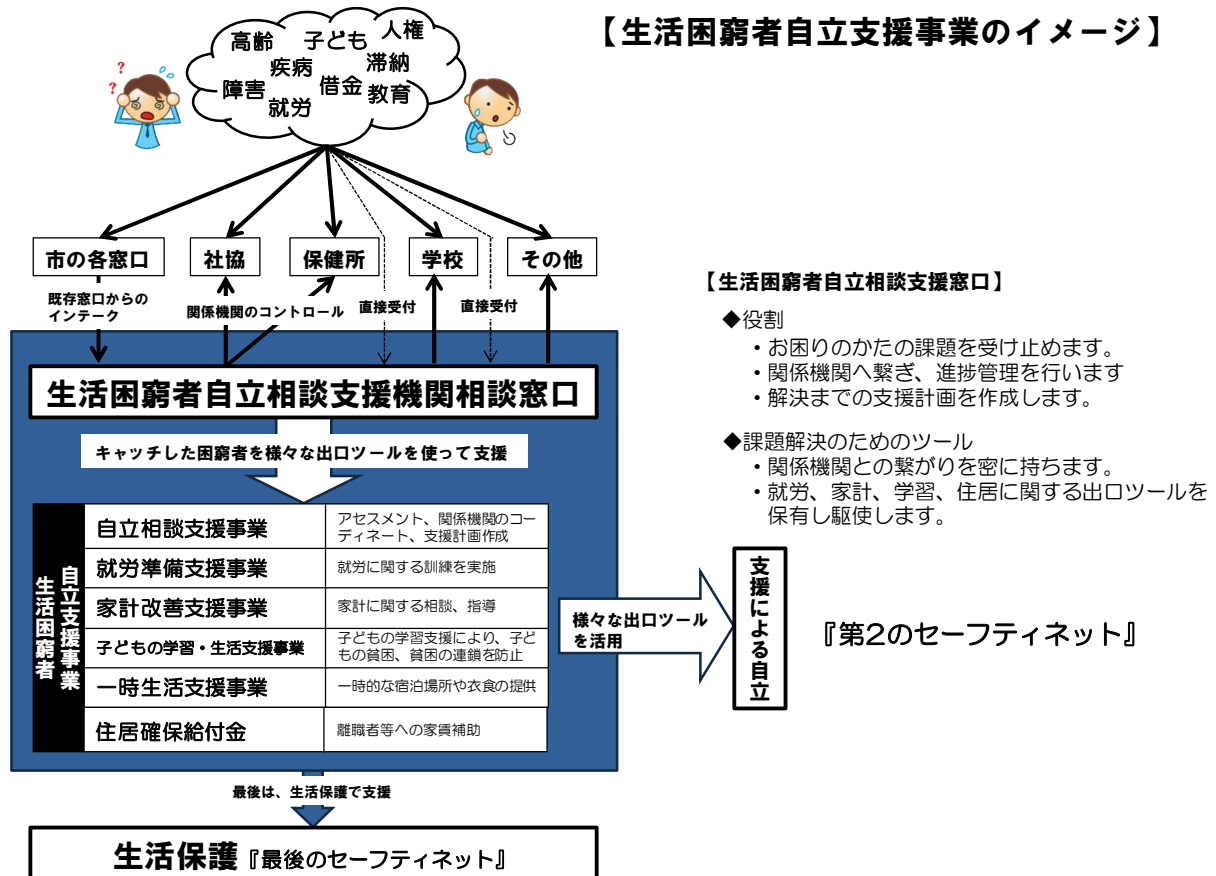
これらの課題に対し、第1期計画期間においては、「パーソナル・サポート・サービス モデル事業」「生活困窮者自立促進支援モデル事業」「生活困窮者自立支援事業」「顔の見える総合相談・支援モデル事業」などに取り組みました。

対象者や制度に合わせて問題を限定化してとらえた支援の提供、あるいは他の支援機関に回す支援ではなく、当事者の抱える問題の全体を構造的に把握した上で、当事者の支援ニーズに合わせて、制度横断的にオーダーメイドで支援策の調整、調達、開拓等のコーディネートを行い、かつ、当事者の状況変化に応じて、継続的に伴走型で行っていく支援をめざした「パーソナル・サポート・サービス モデル事業」を平成23年度（2011年度）、平成24年度（2012年度）の2か年にわたり実施しました。本事業で、様々な生活上の困難に直面しているかたに対し、個別的・継続的・包括的に寄り添う伴走型支援、具体的には、相談支援事業、社会的な居場所づくりや就労支援などを実施してきました。また、平成25年度（2013年度）、平成26年度（2014年度）の2か年においては、パーソナル・サポート・サービス モデル事業を引き継ぐ形で、生活困窮者自立促進支援モデル事業に取り組み、国が示す4つのモデル事業（自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業）を実施し、複合的な課題を抱えた制度の狭間に置かれたかたへ包括的な相談支援などを提供してきました。さらに、平成27年度（2015年度）からは、生活困窮者自立支援事業が本格実施され、フルパッケージで相談支援などを実施する体制を整備し、相談業務を実施しています。

「パーソナル・サポート・サービス モデル事業」から始まり「生活困窮者自立支援事業」へとつながった生活困窮者に対する支援の実施では、第2のセーフティネットを構築できたことが成果としてあげられます。平成22年度（2010年度）までは、生活困窮者の相談窓口は生活保護相談のみでしたが、これらの事業を実施することにより、生活保護に至る前の相談、把握と支援が可能となり、生活保護に至らず自立できた世帯もありました。また、生活困窮者自立支援推進協議会を開催することにより関係機関との連携強化を図ることができ、生活困窮者の早期発見や生活困窮者を中心として、関係機関による包括的な支援を実施してきました。

このように、生活困窮者自立支援事業では、生活困窮者本位の個別的・包括的・継続的な支援体制を一定構築できましたが、社会的居場所や中間就労にあたる就労

体験や職業訓練の場が不足しており、このような場を地域の民間企業・事業者やNPOと連携し、開拓・構築することが課題です。また、これまで福祉課題と認識されていなかった「子ども・若者育成支援」や「ヤングケアラー」などの課題が見えるようになり、支援体制の構築などの対応が必要です。



また、地域共生社会の実現をめざし、「住民主体、住民が主役の地域の支え合い体制を構築すること」を基本方針に、日常生活圏域である14校区すべてにおいて地域住民と複合化・複雑化した支援ニーズに対応できる包括的な相談・支援体制を構築することを目的として、顔の見える総合相談・支援モデル事業を平成30年（2018年）10月から開始しました。

平成31年（2019年）4月からモデル6小学校区（北小、中小、萱野小、萱野北小、萱野東小、豊川南小）に住民とともに地域づくりを行う拠点として「ささえあいステーション」を設置し、地区福祉会の小地域ネットワーク活動や、民生委員・児童委員、自治会等の地域団体などによる身近な見守り活動を通して、地域で生活課題を抱えるかたを発見し、ささえあいステーションが窓口となって専門機関につながるとともに、専門機関と連携しながら地域で支援する体制づくりを進めています。

本事業の実施により、「地域アセスメントを通じてささえあいステーションの存在が認識され、これまで見過ごされがちな課題が支援につながるようになった。」「さ

さえあいステーションの総合相談窓口業務を通じて住民の生活上の様々なお困りごとがキャッチされ、迅速に地域包括支援センターや生活相談窓口、子どもすこやか室などの支援機関につながるようになった。」「地域住民が主体の新たな支え合い・助け合いの取組が生まれ、住民同士の支え合い体制の構築・充実が進んだ。」などの成果があがっています。

地域での新たな支え合い・助け合いの取組が進んでいる一方で、住民一人ひとりが「他人事」になりがちな地域課題や地域づくりを自らの課題であると認識し、住民間でそれを共有して解決に向かうような仕組みを作っていくことが課題となっています。

このように、個別的・包括的・継続的な支援体制の構築と地域での顔の見える関係づくりの取組を推進し、一定の成果をあげましたが、高齢者、障害者、子どもなどの属性を越える、あるいはまたがるものや、公的サービスでは十分に対応できない「制度の狭間」にある課題に対応しきれていない実態も浮かび上がりました。

これらの課題に対応するためには、制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり支えあう取組が生まれやすい環境を整えることが重要であり、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応するさらなる包括的な支援体制の構築が必要となっています。

【顔の見える総合相談・支援モデル事業】

地域づくり

ささえあいステーション

目的

地域づくり、住民主体の支え合い・助け合い体制の構築

手法

- 個別相談（支援）から地域課題を把握
- 個別支援を効果的・効率的にするための受け皿（地域の社会資源）を開発

役割

- 1 地域活動や地域状況の把握と紹介
地域を訪問し、自治会、ボランティア団体、民間事業所などの活動状況を把握し、紹介します
- 2 困っている人と助けたい人のマッチング
地域のニーズ（困りごと）とサービス（手助けできること）を結びつけます
- 3 話し合いの場づくり
ささえあい推進会議などを開催し、お困りごとを解決する取組を支援します
- 4 相談窓口（小学校区ごとに設置）
お困りごとを受け止め、適切な専門機関につなぎます



ささえあいステーション職員（生活支援コーディネーター）

連携

個別支援

専門相談機関

地域包括支援センター（高齢者くらしサポート）

- (1) 個別支援
 - ・ 高齢者のよろず相談への対応
 - ・ 介護予防プランの作成、虐待対応
 - 課題：相談件数の増加、高齢者虐待等、困難ケースの増加
- (2) 地域課題
 - ・ 高齢者の介護予防の推進
 - ・ 認知症を抱える人や認知症介護者家族への支援
 - ・ 虐待防止の取組、虐待の早期解決体制の充実等



主任介護支援専門員・保健師・社会福祉士など

子育て支援センター（おひさまルーム）

- (1) 個別支援
 - ・ 育児相談、子育て相談
 - ・ 子育てに関する情報提供
 - 課題：地域や家庭の子育て力の低下、保育所待機児童の解消
- (2) 地域課題
 - ・ 子育て親子の居場所の確保
 - ・ 児童虐待の増加等



保育士、保健師など

相談支援事業所、基幹相談支援センター

- (1) 個別支援
 - ・ 障害者のよろず相談への対応
 - ・ サービス利用計画の作成、虐待対応
 - 課題：相談件数、利用者数の増加、困難ケースの増加
- (2) 地域課題
 - ・ ニーズに対するサービス不足、親亡き後の生活への不安
 - ・ 障害者雇用の促進が進んでいない等



相談支援専門員など

日常生活自立支援事業（まかせてねット）

- (1) 個別支援
 - ・ 判断能力が低下した方のサービス利用援助
 - 課題：利用者の継続的な増加
後期高齢者、認知症高齢者、一人暮らし高齢者の増加、障害者の地域移行の進展
- (2) 地域課題（権利擁護の仕組みづくり）
 - ・ 専門的な相談を受けられる窓口体制の整備
 - ・ 権利擁護の地域ネットワークの構築等

生活相談窓口

- (1) 個別支援
 - ・ 生活困窮者への支援
 - ・ 就労準備→就労訓練→就労
 - 課題：伴走型支援の継続利用者の増加（累積増）、地域の社会資源の不足等
- (2) 地域課題
 - ・ ひきこもりや複合的な課題を抱えた生活困窮者、子どもの学習・生活支援
 - 課題：社会参加（居場所・集いの場などの確保）等



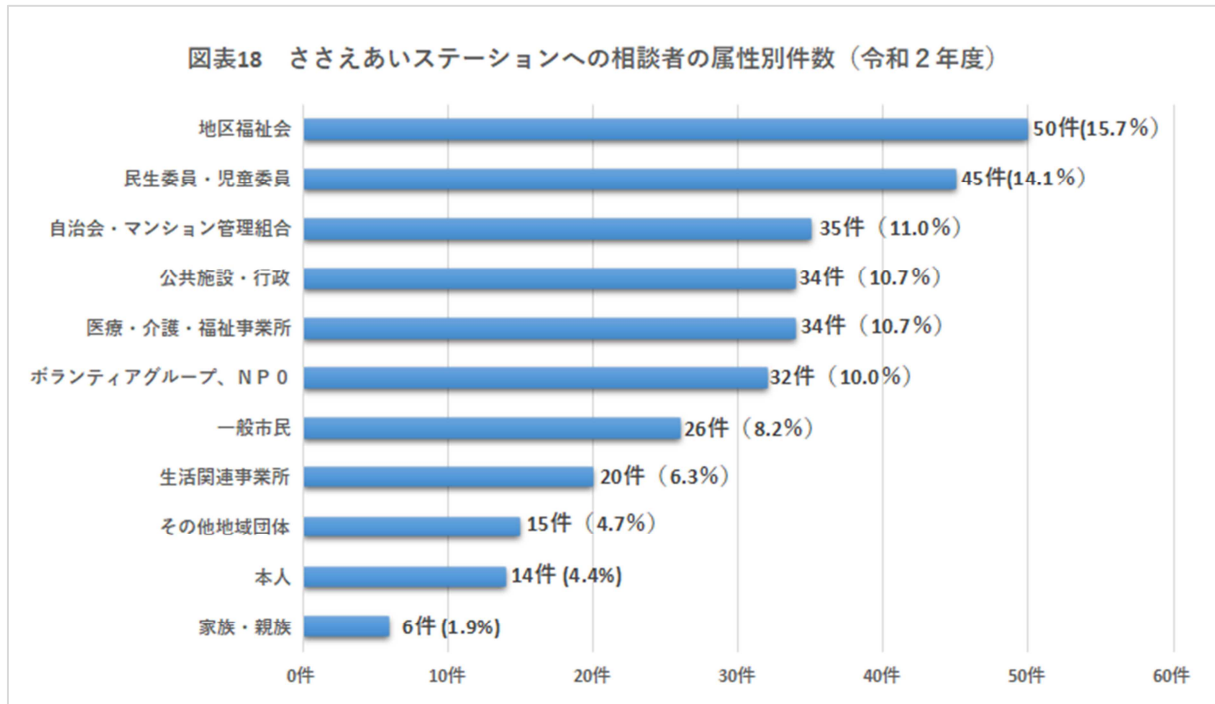
主任生活相談員、相談支援員など

庁内の関係課室

池田保健所
教育センター
児童相談支援センター
青少年指導センター
国際交流協会
更生保護サポートセンター
らいとびあ21
ヒューマンズプラザ ほか

制度の狭間にある問題や複合的な課題の解決

令和2年度（2020年度）のささえあいステーションへの相談者の属性別の件数では、様々な属性のかた（団体）からの相談を受け付けていることが分かります。今後も、すべての市民を対象に、日常生活のあらゆる相談をささえあいステーションで受け止めていけるよう顔の見える総合相談・支援モデル事業を進める必要があります。



資料：地域包括ケア室

4. 第2期計画に向けた課題（総括）

第1期計画の振り返りを踏まえ、今後の本市の地域福祉を推進していくための課題をまとめると以下のとおりとなります。

■ 包括的な支援体制の整備・充実

一人ひとりが抱える生活・福祉課題は多様化・複雑化していますが、相談相手がいない人や、該当する相談窓口を知らない人もいます。また、福祉専門相談窓口では、制度の狭間にいる人への対応をはじめ、複合的な課題を抱える世帯・個人への対応などが大きな課題となっています。

本市では、第2期計画及び市社協の第3期地域福祉活動計画の策定にあたり、箕面版の包括的な支援体制の構築に向け、現在の相談機関が抱える課題や今後の方策について検討を重ねてきましたが、今後、困った人がSOSを出すことができ、地域でそのSOSをキャッチして必要な支援につなげていくという意識づくりを進めるためにも、分野を横断する包括的な相談支援体制づくりが必要となります。

■ 社会的孤立・経済的困窮者への対応

社会的孤立や経済的困窮に陥りやすいと思われる人は増加傾向にあり、同居する家族で自宅にひきこもっている状態にある人や生活困窮者への対応が急務となっています。

今後は、「生活困窮者自立支援法」をはじめ「子どもの貧困対策の推進に関する法律」などを踏まえ、法律に基づいた取組とともに、各分野の支援事業・支援機関等との積極的な連携を図り、本市における生活困窮者の自立に向けた横断的かつ重層的な支援体制を整備していく必要があります。

■ 行政、福祉関係事業者と住民・地域との連携

関係機関が有する地域への理想や期待と地域住民の意識のギャップを埋め、課題の共有と解決を丁寧に行っていく必要があります。また、住民の意識や理解は地域で差が生じることもあり、地域間、分野間、専門機関等と地域との連携がますます重要となる一方、情報の共有の仕方や扱い方を検討する必要があります。

■ 地域における支え合い、助け合いの促進

地域で支援が必要となる人を把握し、必要な支援につなげていくためにも、自治会、民生委員・児童委員、ボランティアなどによる地域での住民主体の見守り活動の充実を図る必要があります。関係機関と地域住民が連携することで、地域の課題を共有し共に解決を図っていく機運をつくることが重要になります。これまで地域活動の参加が少なかった世代や高齢者への働きかけ、民間の活力を活用するなど新たな取組を行うことが必要です。

■ 地域福祉にかかわる多様な人材の確保と育成

地域では福祉活動にかかわる人の高齢化・固定化が進み、一部の人への負担の偏りや増大が顕著な状況になるなど、次代を担う人材の育成が課題となっています。

一方で、地域活動に全く参加していないという市民も多く、ボランティアや福祉活動への関心が低下していることも伺えます。今後は、市民一人ひとりの意識づくりと並行して、多くの人々の社会参加を促進することで、本市の状況に応じた多様な人材の発掘・育成を積極的に進めていくことが重要となります。

■ 地域におけるネットワークの構築とコーディネート機能の充実

地域の関係者やボランティア団体、福祉関係事業者、行政などが、地域の現状や課題とそれぞれの役割を認識・共有するためのネットワークづくりが必要です。

地域福祉に関連する多様な主体が個別ケースや地域が抱える生活課題を共有し、その解決策について検討・協議できる場などが必要になっています。また、地域と多機関を結ぶコーディネート機能の強化が求められます。

■ 安全で安心に暮らせる地域づくり

近年多発する自然災害や地震などに対応できる支援体制づくりや、犯罪被害・消費者被害に向けた対策を進めることで、安全・安心な生活環境の整備・充実を図る必要があります。

また、年齢や障害の有無などにかかわらず、すべての市民が社会参加しやすく、必要な情報・サービス等を利用しやすくなるように、引き続き、ハード面とソフト面の両面からユニバーサルデザインのまちづくりを進めることが重要となります。

■ 地域福祉を推進する活動への支援 ～地域活動の活性化～

地区福祉会や自治会など地域で活動する立場からは、活動の担い手や団体間の連携、地域住民の意識に関する課題が多く挙げられ、また、ボランティアやNPOの活動の活性化に関する課題も見えてきています。

地域団体やボランティアグループ、NPOの活動を活性化するためには、団体の活動を地域住民に知ってもらい、また、団体同士の連携によってお互いに刺激を与え合うことで、団体の魅力を前面に出すことが必要です。また、各団体の活動に対する行政などの活動支援策の充実も必要です。

■ 権利擁護の推進

虐待は重大な権利侵害であり、高齢者や障害者、児童の権利を守るためには、研修等の様々な取組を通じて施設従事者や関係機関等の虐待についての知識・理解を深める必要があります。また、関係機関との連携により、虐待事例の支援に対して適切かつ迅速に対応することが求められています。

成年後見制度の利用者は近年増加傾向にありますが、その利用者数は認知症高齢者等の数と比較して著しく少ない状況にあることから、成年後見制度を広く周知し、正しく理解し利用できるよう認知度・理解度の向上をめざした取組を進めることが急がれます。

■ 生きることの支援

新型コロナウイルスのまん延による生活困窮者の増加や外出自粛による人と人、人とコミュニティの分断が懸念されています。また、全国的に女性や若者の自殺者が増え、令和2年（2020年）の自殺者は11年ぶりに増加しています。地域の誰かに、地域のどこかにさえたどり着けば必要とする支援につながることもできるセーフティネットが必要となっています。

第3章 計画の基本理念と基本目標



第3章 計画の基本理念と基本目標

1. 計画の基本理念

誰もができる限り自分の力やさまざまな支援により、地域においてお互いに協力し支え合いながら、自らの希望を選択できる社会を実現していくことが必要です。人と地域が主人公として、人と人、人と地域をつなぐ仕組みづくりを進めながら、いつまでも安全・安心で支え合って暮らし続けることのできる、つながりのあるまちづくりをめざすために、本市の基本理念を次のとおり定めます。

誰もが互いに支えあい、安心して暮らせるつながりのあるまちづくり

誰もが

・・・

地域を構成するのは、多種多様な人たちです。
この計画において対象となるのは、年齢や性別、
国籍、職業、趣味、嗜好などにかかわらず、地
域を構成するすべての人です。

互いに支えあい

・・・

孤立することなく、依存するのでもなく、住民
それぞれが、それぞれを尊重し合いながら、お
互い大切な存在であると認め合う関係を築きま
す。

安心して
暮らせる

・・・

すべての人が、不安感を抱くことなく、健やか
に自分らしい生活を営むことのできる地域をめ
ざします。

つながりのある
まちづくり

・・・

住民が気軽に声を掛け合えるような結び付きの
深い、住民同士のきずなの強い地域づくりを進
めます。

2. 計画の基本目標

計画の基本理念を実現するために、第1期計画に引き続き3つの基本目標を定めます。また、定めた目標に対し、本市の地域における課題解決に向けて実現・達成すべき方針として、14の施策と取組の方向性を示します。

基本目標1 みんながつながり支え合う地域づくり	
	施策1 つながりの再構築
	施策2 支え合い活動の推進
	施策3 再犯防止の取組『再犯防止推進計画』【新規】
	施策4 地域防災体制の充実
基本目標2 福祉課題の発見の仕組みと相談体制の整備	
	施策1 情報が届き伝わる仕組みづくり
	施策2 多様なニーズを受け止めて支援する相談機能の整備
	施策3 生活困窮者の支援【新規】
	施策4 権利擁護の推進『成年後見制度利用促進計画』
	施策5 生きることの支援【新規】
基本目標3 地域福祉を推進する活動への支援	
	施策1 地域をつなぐコーディネート機能の強化
	施策2 地域活動団体への支援
	施策3 福祉をテーマとした学びの機会の充実
	施策4 福祉でまちづくりの推進
	施策5 地域福祉の財源づくり

3. 施策・取組の方向性

基本目標を達成するための施策・取組の方向性を以下にまとめました。

本計画を取り巻く現状に見られる社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現をめざします。

また、「地域共生社会」を実現するためには、地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する「個別支援」と、それらの人々が暮らす生活環境の整備や住民の組織化等の「地域支援」をチームアプローチによって総合的に展開・実践するコミュニティソーシャルワークの充実を図ります。

本市の場合、市社協の地区担当職員や、生活支援コーディネーター、ささえあいステーション職員、相談支援員などが中心となって地域とともに課題解決にあたります。

◆ 地域福祉の実施主体

【市 民】 地域住民、地域福祉団体（地区福祉会、民生委員・児童委員、保護司等更生保護団体等）、自治会、テーマ型団体（NPO、ボランティアグループ）

地域福祉の推進主体として、一人ひとりの住民が、地域福祉を「我が事」として考えることで、地域に関心を持ち、お互いに支え合い「丸ごと」つながり合うコミュニティをつくります。地域で活動する団体は、行政や専門機関、事業者などと連携し協力し合うことで、地域の課題解決に向けて取り組みます。

【事業者】 福祉サービス提供事業者（社会福祉法人、NPO、企業等）、一般企業

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的とした、公共性の極めて高い非営利の民間法人として、NPOも非営利での社会貢献活動や公益活動を行う公共性の高い市民団体として、地域に密着した社会貢献、福祉支援を行うこともそれらの役割の一つと考えられます。また、地域に基盤を置く民間企業も、地域貢献の一環として、地域福祉活動やまちづくりに関する支援が期待されます。

【市社協】 箕面市社会福祉協議会

地域福祉の推進に向けて中核的な役割を果たす団体であり、「ご近所福祉」をキーワードに、民間の調整機関として、住民、事業者など多くの主体が地域福祉活動にかかわるような働きかけを行うとともに、それぞれの活動や連携を支援します。

【行 政】 箕面市

「地域共生社会」の実現に向けて、地域の課題を地域の中で解決できる体制の整備を地域とともに推進していくために、地域福祉活動への支援や基盤整備などを行います。体制の整備にあたっては、地域の受け皿となる住民一人ひとりが、地域住民の生活課題について、「我が事」のように理解を深め、地域課題を共に解決していけるよう、地域住民から行政への課題提起の機会や「顔の見える総合相談モデル事業」の中で把握した地域資源とのマッチングなどを通じて、「つながり」を重視した支援の輪をさらに広げていくなど、地域づくりの実践（コミュニティソーシャルワーク）機能の充実を図っていきます。

また、既存の地域づくりに係る事業を一体として実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域や一人ひとりの生活の多様性を前提とし、本人を中心とした課題を解決するために、支援者の継続的なつながりが重なりあうような地域のセーフティネットの充実をめざし、重層的支援体制整備事業に取り組みます。

4. 福祉施策の展開

基本目標1 みんながつながり支え合う地域づくり**施策1 つながりの再構築**

《課題・取組の方向性》

自治会やこども会、老人クラブなどの地域団体へ加入せず、地域社会とのつながりを持たずに生活している人が増えており、地域活動に参加する住民との二極化が進んでいます。

災害時の対応や孤独死、虐待など深刻な社会問題が起きるなか、地域でのつながりはますます重要となっています。誰もが地域に関心を持てるきっかけや、身近に交流できる場所・機会をつくり、人と人、人と地域が気軽につながることのできる取組を進めます。

あらゆる機会を通じて住民一人ひとりが「支えられる側」「支える側」の両方になり得ることなど「住民同士の支え合いの意識」の醸成に積極的に取り組みます。

また、住民同士が出会い、参加することのできる場所や居場所の確保に向けた取組を進め、地域社会から孤立する人がいなくなるよう努めます。

取組内容	
01	誰もが地域に関心を持てるきっかけづくりを進めます。
02	地域における交流の場をつくります。
03	住民の「気づく力」や「つながる力」を育みます。【新規】

施策2 支え合い活動の推進

《課題・取組の方向性》

地域における生活課題が多様化、複雑化する中で、より多くの住民、専門職の活動への参加が求められています。お互い気にかけてあげることができる身近なご近所レベルでの取組や当事者同士、福祉施設、企業など様々な形のネットワークをつくり

支え合い活動を進めます。

地域の要援護者が安心して生活するため、市社協及び地区福祉会が実施している小地域ネットワーク活動等において、地域住民の参加と協力による支え合い・助け合いの活動を推進します。

取組内容	
01	小地域ネットワーク活動の充実・強化を図ります。
02	同じ課題を持つ人同士の仲間づくりを推進します。
03	地域と多様な関係機関との連携を進めます。
04	次世代の地域活動への参加促進に努めます。【新規】

施策3 再犯防止の取組『再犯防止推進計画』

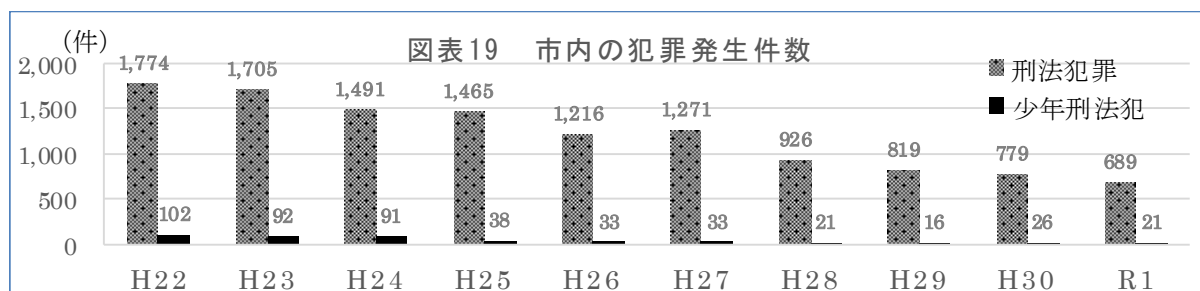
《課題・取組の方向性》

犯罪や非行をした人たちの中には、貧困、疾病や生活課題等、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える人が少なくありません。こうした人たちを社会から孤立させないよう地域での継続的な支援が必要です。

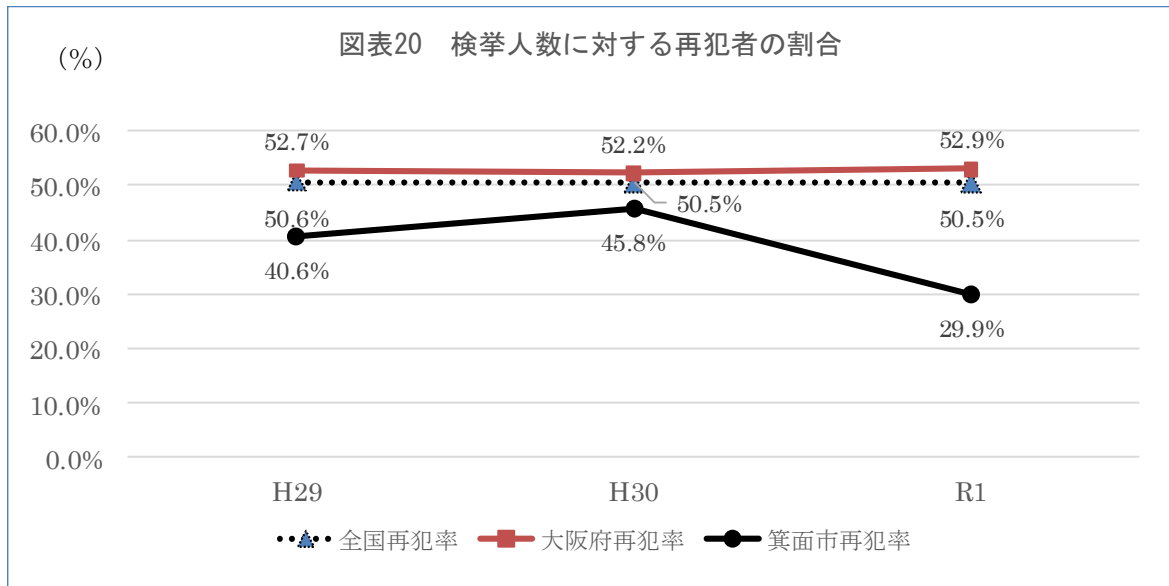
犯罪や非行を防止し、安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会を築くために、更生保護活動の主となっている保護司会、更生保護女性会、更生保護協会、協力雇用主会等の更生保護ボランティアをはじめ、多くの人に支え手として加わってもらう必要があります。

犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、再犯を防止することの大切さや、更生保護の活動について、広く知ってもらい、理解を深めてもらうための取組を進めます。

また、犯罪や再犯防止のため、保健医療・福祉サービスの利用促進に取り組みます。



資料：市勢年鑑



資料：法務省矯正局

取組内容	
01	「社会を明るくする運動」などの啓発活動を通じて、犯罪や非行防止の取組と市民の理解促進に努めます。【新規】
02	更生保護を行う団体の支援を行い、相談支援の充実を図るとともに、更生保護サポートセンターでの活動等を支援します。
03	更生保護団体と地域福祉関係団体の連携を図ります。
04	更生保護団体と就労や住まいの支援関係者等との連携を図ります。

施策4 地域防災体制の充実

《課題・取組の方向性》

地震や風水害などの自然災害は、いつ襲ってくるかわかりません。また、東日本大震災のような大災害が起こった場合、行政だけではすべてに対応することはできません。地域住民一人ひとりが災害に備えることはもちろんのこと、日頃から地域の人と顔を合わせ、つながりを持っておくことが、いざというときに地域の力となって、災害時要援護者⁶を始め、地域住民の命を守ることができます。

6 災害から身を守るため、安全な場所に避難するなどの防災行動をとる際に、支援を必要とする人々のこと。

小学校区ごとの「地区防災委員会」の活動などに参加することをきっかけとして、地域でのつながりづくりを進めていきます。

取組内容	
01	災害時要援護者への支援体制づくりを進めます。
02	地域ごとの防災プログラムづくりを進めます。
03	災害時における福祉避難所の運営体制を整備します。【新規】

基本目標 2 福祉課題の発見の仕組みと相談体制の整備

施策 1 情報が届き伝わる仕組みづくり

《課題・取組の方向性》

福祉サービスや生活支援が必要な状態であっても適切な支援の情報が伝わらず、問題が重度化、複雑化してしまっている現状があります。早い段階から相談や支援につなげていけるよう、必要な人に情報が届き、自己選択、自己決定ができる仕組みが必要です。

わかりやすい情報の提供とともに、圏域ごとの情報集約、発信機能の強化、本人自身がSOSを出しやすい地域づくりの取組を進めるとともに、地域の社会資源情報を収集・データ化し、その活用や情報発信の取組を進めます。

取組内容	
01	伝わる、理解しやすい情報の発信に努めます。
02	自ら発信できない人にも、SOSを出しやすい取組を推進します。
03	圏域ごとの情報集約、発信機能を強化します。

施策 2 多様なニーズを受け止めて支援する相談機能の整備

《課題・取組の方向性》

困りごとのみを解決するといったこれまでの対応から、自分らしい生活を可能とする支援が求められています。価値観が多様化するなかで、生活様式や家族形態も多種多様です。そうした多様なニーズを受け止めて支援につなげるには、制度やサービスにとらわれず総合的に対応できる相談機能が求められます。各種相談窓口の相談機能の強化や、早い段階でニーズを把握する重層的な支援ネットワークづくりを進めます。

本人・世帯の属性を問わず、福祉、介護、疾病、住まい、社会的孤立、経済的困窮など、日常生活にかかる様々な課題を抱える全ての住民や地域団体の活動者等を

対象に、あらゆる相談を全て受け止める体制づくりに努めます。

地域の生活課題を適切な機関・制度・サービスにつなぐことで早期対応を行うとともに、住民個々の生活課題や地域住民が問題解決に主体的に関与する地域にかかる課題とその背景となる原因を探り、地域住民と共に話し合いを重ねながら、新たな地域での支え合い活動（体制）の創出や既存の社会資源の拡大に取り組みます。

取組内容	
01	包括的な総合相談支援の構築を図ります。【新規】
02	重層的な支援ネットワークの構築・強化に努めます。
03	新たなニーズに対応するサービス開発を図ります。

施策3 生活困窮者の支援

《課題・取組の方向性》

これまで制度の狭間となっていた生活困窮者の早期発見や、その人たちを適切な支援につなげるための包括的な支援体制を構築します。

また、必要な支援につながった後も、安心して自分らしく地域で暮らすことができるよう、関係団体と連携し、「互いに支え合う」地域づくりを進めます。

生活困窮者自立支援事業では、経済的に困窮しているなど、生活にお困りごとや不安を抱えているかたの相談を受け付け、相談者と一緒に考えながら、就労支援などを含め、自立に向けた支援や住居確保給付金の支給など家計状況に応じた生活再建を支援します。

取組内容	
01	支援につながっていない人を発見し、適切な支援につなげるよう取り組みます。
02	経済的に困っている人の生活の自立と安定に向けた支援に取り組みます。
03	地域の関係者や団体など多様な機関と連携し、安心して生活できる地域づくりを推進します。
04	就労に結びつかない人の課題に応じたきめ細やかな就労支援を行います。【新規】

施策4 権利擁護の推進『成年後見制度利用促進計画』

《課題・取組の方向性》

介護保険法や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律により、高齢者や障害者の受ける福祉サービスは、行政が提供主体となってきたこれまでの措置制度から、利用者とサービス提供者との契約へと大きく転換しました。自己選択、自己決定に基づく福祉サービスの利用となったことで、利用者を守る仕組みの必要性が高まっています。日常生活自立支援事業や成年後見制度、苦情解決制度、第三者評価制度などの利用者保護の制度がつくられてきましたが、制度の認知度の低さや使いづらさから、利用がまだまだ進んでいないのが現状です。また、虐待や本人の権利を侵害する事件も増加しており、早期発見・対応の仕組みとともに予防の取組が必要です。

必要な人が必要な制度を利用しやすくすることで、地域で誰もが安心して暮らし続けられる権利を守る制度の周知及び普及、充実を図ります。

本市では成年後見制度の利用促進のため、市長申立ての実施や、低所得者への申立て・後見人等の報酬等の助成事業を実施しています。今後、認知症高齢者の増加や障害者の「親亡き後」を考え、成年後見を必要とする人が増えていくことが見込まれており、成年後見制度の理解を促進するための周知啓発、専門的な相談が受けられる体制整備、後見人支援等の機能整備、継続的な運営が可能な法人後見⁷の担い手の確保に取り組みます。

また、市社協が実施する日常生活自立支援事業を支援し、地域で安心した生活ができるよう、金銭管理などに不安のあるかたを対象に、日常的な金銭管理や福祉サービスの利用援助を行います。

国基本計画では、市町村が、必要なかたが成年後見制度を利用できるよう相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要なかたを発見し、適切な支援につなげる地域連携ネットワークを構築することとしており、広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能の4つの機能を段階的・計画的に整備することが求められています。

地域連携ネットワークの構築に向けては、地域包括支援センターや基幹相談支援センターなど既存の相談支援機関等に加えて、法律の専門職団体や家庭裁判所等の関係機関との連携体制の強化が必要となります。そのため、地域連携ネットワークのコーディネータ機能を担う中核機関の設置が求められており、本計画期間内において中核機関の設置に向けた検討を行い、適切な支援ができる体制づくりに努めます。

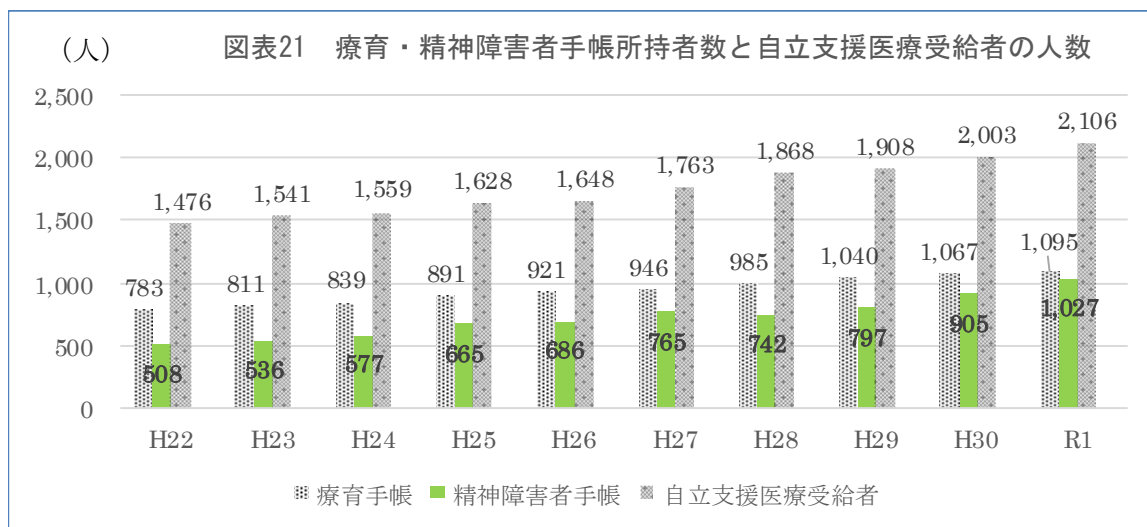
⁷ 個人ではなく、福祉の事務に関して専門的な知識・能力・体制を備えた社会福祉法人やNPO法人などを成年後見人として家庭裁判所が選任すること。親族等や個人で成年後見等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分なかたの保護や支援を行う。

虐待防止のための普及啓発や、地域の多様な支援者によるネットワークの構築を図りながら、虐待防止及び早期発見に向けた取組を進めます。

虐待対応には、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者⁸、介護サービス事業者、基幹相談支援センター⁹、相談支援事業所¹⁰、障害福祉サービス事業者、地域住民等地域における多様な関係団体との連携が不可欠であるため、迅速な対応体制の充実をめざして、関係者向けの研修会の開催や虐待マニュアルの見直しなどに取り組みます。

成年後見制度における不正は、虐待行為にもつながります。支援者が孤立することがないように、地域のネットワークや見守り体制、日常的に相談を受けられる体制を整備し、不正の防止に努めます。

本市の保健福祉サービスにおける苦情解決制度は、福祉サービス利用者の権利を擁護するとともに、福祉サービス全体の質の向上を図る観点から、利用者からの苦情を解決する仕組みです。保健福祉苦情調整委員会の助言を受けながら、保健福祉サービス事業所に対して指導することで、事故や虐待を可能な限り防ぎ、福祉サービス利用者にとって、身近な制度として、苦情等の解決に活用いただけるよう引き続き取り組みます。

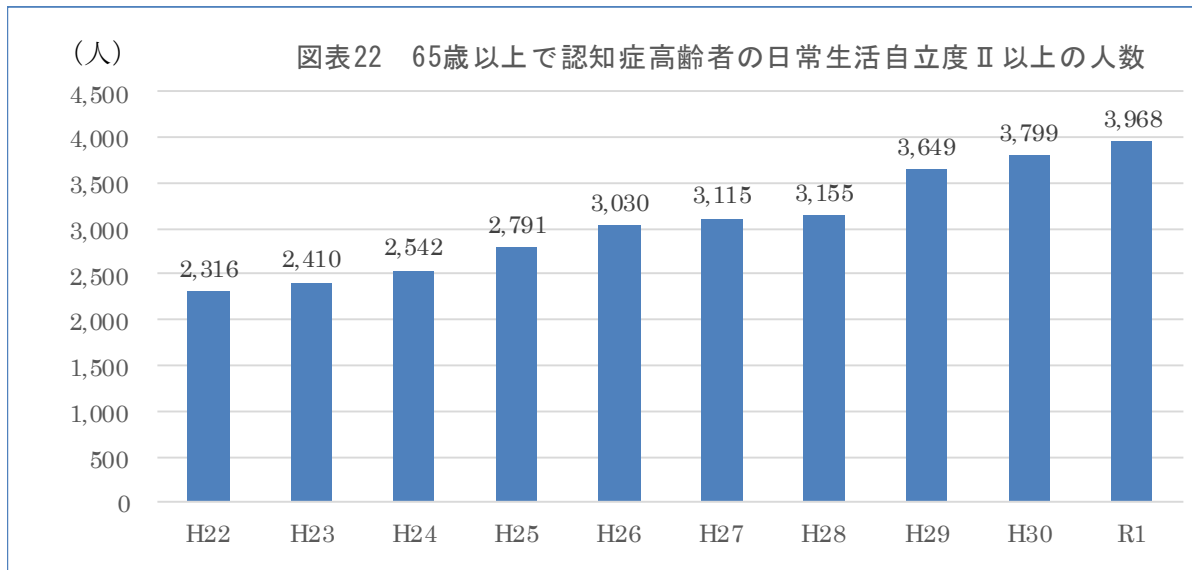


資料：市勢年鑑

8 ケアマネジャーが在籍し、要介護者が適切なサービス利用できるようケアプランを作成し、介護サービスを提供する事業者との調整を行う。

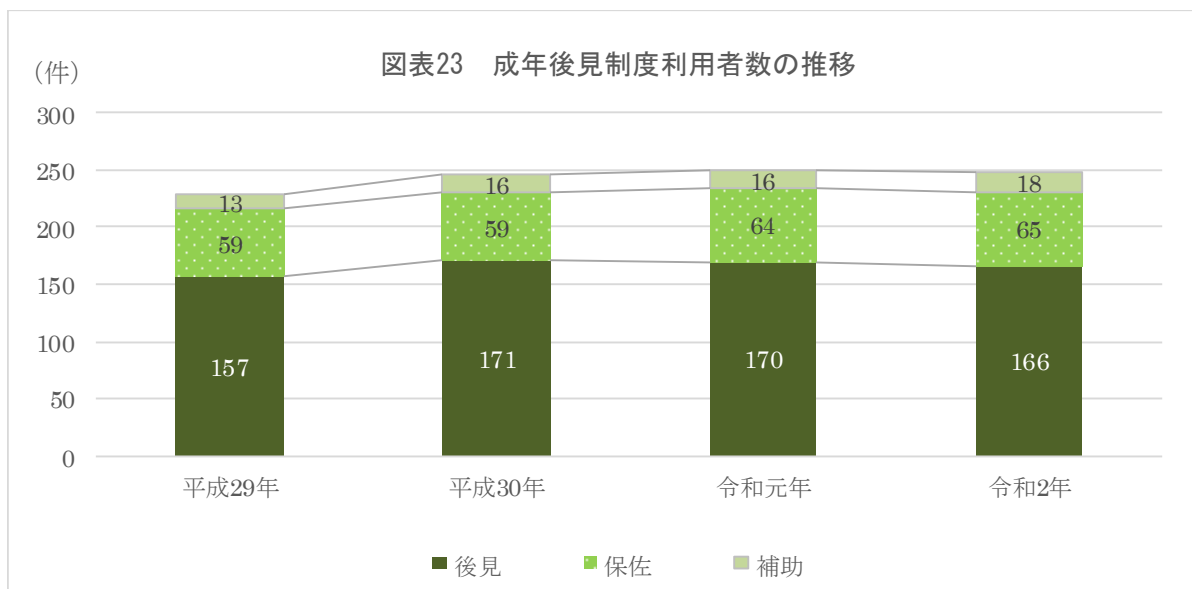
9 障害者やその家族との総合的な相談業務や、地域の相談支援事業所間の連絡調整、連携の支援などを行う機関。

10 障害福祉サービスを利用するためのサービス利用計画を作成し、サービスの利用調整等を行う。



※日常生活自立度とは認知症のかたに対する介護の度合い、大変さをレベルごとに分類した要介護認定の基準。Ⅱ以上は、日常生活の支障や意思疎通の困難さがあり、支援・介護を必要とする。

資料：高齢福祉室



資料：大阪家庭裁判所

取組内容	
01	成年後見制度のわかりやすい説明や広報に努め、制度の早期利用を促進します。
02	権利擁護の専門的な相談が受けられる体制を整備します。
03	虐待に関する知識や理解が深まるよう、周知啓発を進めます。【新規】
04	虐待ケースに対して適切かつ迅速に対応するために、関係機関との連携を図ります。

施策5 生きることの支援

《課題・取組の方向性》

地域共生社会を実現するためには、年齢、資産、身体の状態や家庭環境などにかかわらず、社会とのつながりを保ちながら、誰もが安心して、健やかに、自分らしく暮らしていける社会づくりが必要です。そのために、市民一人ひとりが気づきや支え合いの気持ちを大切にし、社会的弱者や困難を抱える人たちが誰かに助けを求めることのためらいをなくし、いつでも援助を求めることができるように、人と人、人と社会資源のつながりが育まれる地域づくりをめざします。

(1) 自殺対策

厚生労働省の「令和2年中における自殺の状況」（確定値）によると、自殺者数は2万1,081人で前年に比べ912人、4.5%増加し、リーマンショックの影響で経済状況が悪化した平成21年（2009年）以来11年ぶりに増加しました。自殺者数は平成10年（1998年）から3万人を超える状況が続いていましたが、令和元年（2019年）には過去最少にまで減少し、令和2年（2020年）は再び増加に転じました。

厚労省は増加要因のひとつに新型コロナウイルス感染拡大による社会環境の変化をあげ、「社会・生活環境の変化の影響を受けやすい女性や若年層での自殺者が増えた」との見方を示していますが、経済的な問題に加え、コロナによって人々のかかわり方が大きく変わったことも要因と考えられています。

国の自殺総合対策大綱では、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して」という基本理念のもと、制度や慣行の見直しや相談・支援体制の整備という社会的な取組により解決が可能であるとされ、また、健康問題や家庭問題等一見個人の問題と思われる要因であっても、専門家への相談やうつ病等の治療について社会的な支援の手を差し伸べることにより解決できる場合もあるといわれています。

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題です。その要因は、経済困窮や孤立・孤独、健康問題など様々な要因により引き起こされるといわれています。市内の各分野で様々なライフイベントに対する施策を実施していますが、それぞれが実施する施策に「自殺予防」の視点を持ち、生きることを阻害する要因を減らすための支援が届くよう、関係機関間のネットワークの充実や人材の育成などを行います。

(2) 子ども・若者育成支援

子ども・若者の育成支援は、家庭を中心として、行政、教育機関、企業、地域などがそれぞれの役割を果たすとともに、相互に協力・連携し、社会全体で取り組むべき課題です。これらの支援にあたっては、一人ひとりの子ども・若者の人権の尊

重及び擁護の観点も踏まえ、生涯を見通した長期的視点及び発達段階についての適確な理解の下、最善の利益が考慮される必要があります。

また、あらゆる子ども・若者に自立の機会と活躍の場を用意するために、それぞれの状況等にきめ細やかに応じた支援を総合的・体系的・継続的に実施することが必要で、市、教育委員会は「子ども・若者育成支援推進法」や「子供・若者育成支援推進大綱」等に基づき、必要な施策を講じていきます。

一方で、高校未進学や中退、不安定な就労状況など、困難な状況にある若年層の把握が課題となっており、適切な支援を行うための地域のネットワークの活用、高校や教育部門と福祉部門の連携を一層推進する必要があります。また、生活困窮者自立支援事業での就労支援などを活用し、支援対象者一人ひとりに対し丁寧に対応するとともに、相談を受けるだけではなく、就労体験など、社会参加の場の提供など、包括的な支援体制の充実が求められています。

関係機関との連携をさらに強化し、関係部署の若者支援への認識を高め、寄せられた情報に対しては、関係機関と連携し、必要に応じアウトリーチを行う積極的な支援に努めていきます。

（３）ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラー¹¹は、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響を与える場合があります、その心身の健やかな育ちのためには、関係機関・団体等がしっかりと連携し、ヤングケアラーの早期発見・支援につなげる必要があります。

ヤングケアラーの多くは他の家庭と比較することも難しく、ヤングケアラーという自覚がないため、手伝い感覚で始めたケアがいつの間にか当然のものと受け止め、自分が置かれている状況を客観的に見るができなくなる場合もあります。これらは家庭内のデリケートな問題であることなどから表面化しにくい構造ともなっており、結果的に子どもらしい生活が送れず、誰にも相談できずに日々ひとりで耐える環境にいることも想定されます。

一方で、在宅で介護サービスが利用されている場合、介護の支援者は家族以外の大人が支援に入っているにもかかわらず、ヤングケアラーを介護力の一つとして判断してしまう場合があります、ヤングケアラーへの過度の期待がその負担をさらに深刻化させてしまうことに気づかないこともあります。

市においては、これらの実態の把握はまだ不十分であり、今後、大阪府教育庁とも連携しながら、児童生徒の実態把握の方法について検討を進めるとともに、関係機関・団体への研修を実施し、ヤングケアラーの早期発見と適切な支援に努めていきます。

11 法令上の定義はありませんが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされている（厚生労働省ホームページより）。

（４）ひきこもり支援

ひきこもりは子どもから成人までの広い年齢層に生じる社会現象の一つをあらわす用語であり、概念です。また、ひきこもりは一つの疾患や障害にのみ現われる症状ととらえるべきではなく、様々な疾患の症状として、また、様々な葛藤の兆候としてあらわれるものと考えられています。

一般的にひきこもりに対する支援は、子どもから青年、成人までの年齢層が対象となり、この概念が覆う領域は非常に幅広いものとなりますが、ひきこもりが長期化し社会生活の再開が著しく困難になってしまったために、当事者をはじめ家族が大きな不安を抱えるようになった場合に必要となります。

しかしながら、例えば、慢性身体疾患の療養過程で家庭に長くとどまる必要のある場合や、家族がそのような生き方を受容しており、当事者もその考えにあるため社会的支援を必要としていない場合もあるため、ひきこもり状態にある子どもや青年がすべて社会的支援や治療を必要としているわけではなく、この点について十分に留意しながら支援を行う必要があります（厚生労働省『ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン』）。

市においては、保健、障害福祉、生活相談窓口、教育担当部門と大阪府等関係機関の連携協力により、多様な支援の選択肢を用意できる環境を整えるとともに、包括的な支援が実施できる体制づくりに努めていきます。

取組内容	
01	様々な相談機関が「生きるための支援」を実施するにあたり、「つなぐ」「みんなで支える」という機能が発揮できるよう地域におけるネットワークの強化を図ります（自殺対策・子ども・若者支援、ヤングケアラー、ひきこもり支援）。【新規】
02	身近な人や相談者の状況から、適切な専門機関につなぐことのできる人材（ゲートキーパー等）の育成を行います（自殺対策）。【新規】
03	自殺やこころの病気に対する理解をすすめるための啓発や相談窓口の周知を図ります（自殺対策）。【新規】
04	ライフステージに起こる様々な課題について、当事者同士や支援者をつなぐための居場所づくりや講習会などを開催します（子ども・若者支援、ヤングケアラー）。【新規】
05	学習支援、居場所づくり、就労支援を推進します（子ども・若者支援、ヤングケアラー）。【新規】

基本目標3 地域福祉を推進する活動への支援

施策1 地域をつなぐコーディネート機能の強化

《課題・取組の方向性》

地域福祉の推進には、住民による主体的な活動と、行政や民間の多様な主体が協働しながらそれぞれの役割を果たしていくことが大切です。そのためには、地域の中で発見された課題やニーズをすくい上げて、適切な専門機関への橋渡しをする調整役が不可欠です。

また、地域のコーディネーターとなる住民ボランティアの育成や、地域の人材や制度、サービス、住民の援助などを組み合わせるなど、新しい仕組みづくりのための調整やコーディネートを行います。

取組内容	
01	コミュニティソーシャルワーク機能を担う職員を充実・強化します。
02	地域のコーディネーターとなる住民ボランティアを育成します。

施策2 地域活動団体への支援

《課題・取組の方向性》

地域福祉の推進には、自治会、地区福祉会、シニアクラブ、こども会といった地域の活動団体の取組が重要です。しかしながら、各団体は、役員の固定化、高齢化、担い手不足による負担の増加など、活動を継続していくことで精一杯の状況にあります。新たな担い手の参加を促す組織運営の見直しや関係機関との役割分担、連携が必要となっています。そのための継続した活動支援、リーダー育成といった取組を行います。

取組内容	
01	地域団体の活動を支援します（自治会、地区福祉会等）。
02	組織運営を担うリーダーづくりを進めます。
03	地域内の各種団体のネットワークづくりを推進します。
04	ボランティア、NPOと地域団体との連携を強化します。

施策3 福祉をテーマとした学びの機会の充実

《課題・取組の方向性》

福祉は生活の暮らしづらさを解決する取組であり、全ての住民に関係する共通のテーマですが、福祉という言葉聞いても、自分とは関係ない、福祉にかかわっている人は特別な人との意識もまだまだ根強い現状があります。

福祉は特別なものといった認識を持たせない学びの場が必要であり、子どもときから学校教育や身近な地域の中で福祉について学ぶ機会を増やし、福祉の裾野を広げる取組を進めます。

取組内容	
01	学校と連携した福祉教育を推進します。
02	地域での福祉教育を推進します。

施策4 福祉でまちづくりの推進

《課題・取組の方向性》

小地域ネットワーク会議や小学校区ごとに課題を話し合う地域検討会等に地域で活動する団体が参加し、地域の様々なテーマについて話し合っていくことで、住民同士の支え合いの意識の醸成と地域の課題を地域で協力して解決できるようなまちづくりを進めます。

取組内容	
01	小地域ネットワーク会議や校區別地域検討会等地域での話し合いの機会を増やします。
02	民間企業など多様な主体に対して地域づくりへの参画を促します。

施策5 地域福祉の財源づくり

《課題・取組の方向性》

地域住民による地域福祉活動や市民公益活動など住民自らがその解決をはかっていくための活動を支える財源としては、まずは地域の支え合いを公的に支援する「公助」がありますが、地域が成熟し住民が地域の課題を「我が事」として捉え、新しい取組や活動を推進するための資金調達、運営を持続させていくための安定的な資金の確保も課題となるため、今後、補助金や助成金など既存制度の枠組みにとられない、地域団体が柔軟に執行・確保できる新たな「共助」のシステムを検討する必要があります。

取組内容	
01	寄附文化づくりを進めます。
02	使いやすい補助金・助成金制度づくりを進めます。
03	クラウドファンディングや地域ファンドなど、地域活動を支える新たな資金調達方法についての情報収集や調査研究を進めます。【新規】

第4章 計画実現に向けた基盤づくり

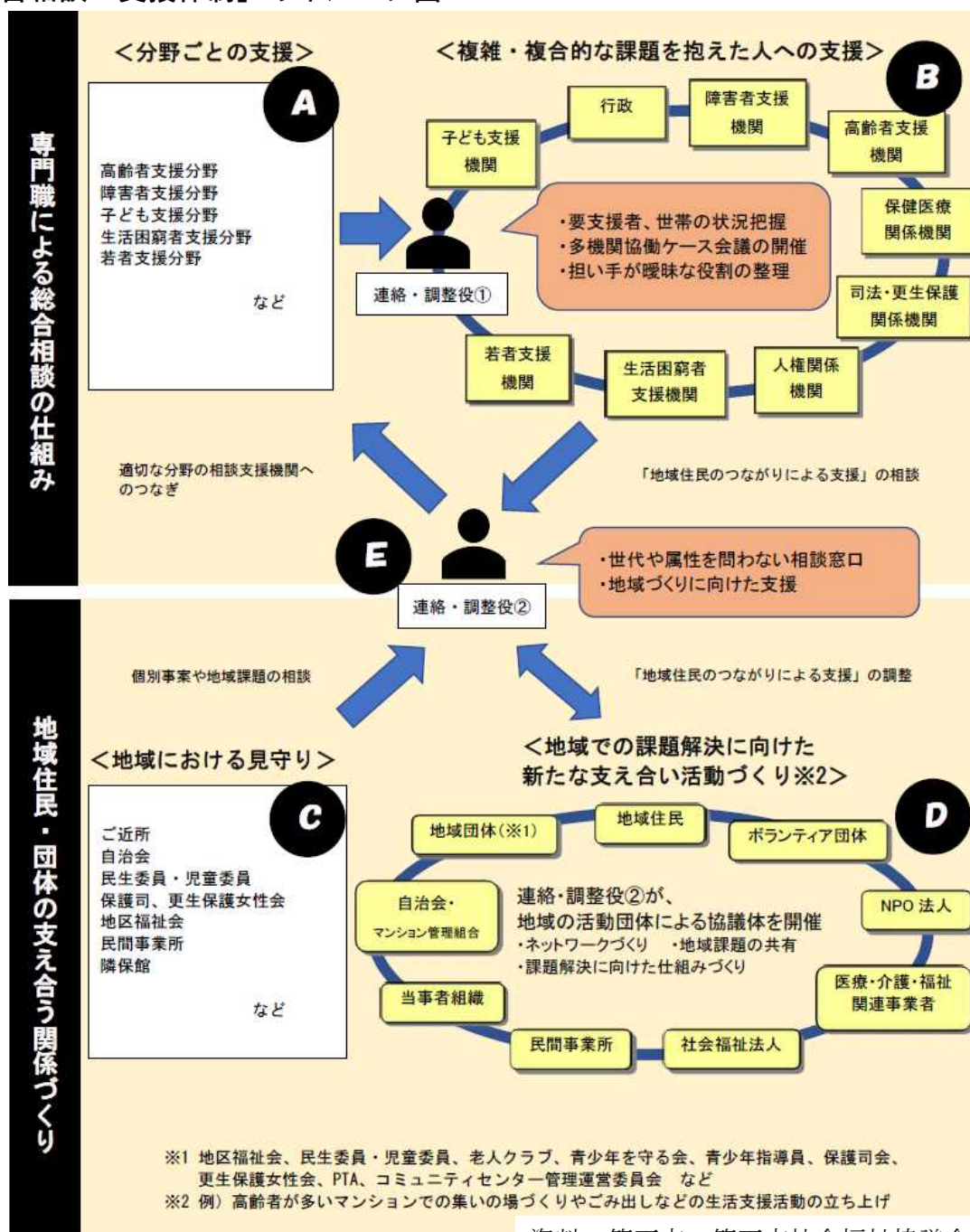


第4章 計画実現に向けた基盤づくり

1. 本市がめざす総合相談・支援体制

計画の基本理念である「誰もが互いに支えあい、安心して暮らせるつながりのあるまち」を実現するために、3つの基本目標ごとに定めた施策を進めていく際の基盤として、「専門職による総合相談支援の仕組み（A）（B）」と「地域住民・団体による相談支援の仕組み（C）（D）」を枠組みとし、両方をつなぐ連絡調整役（E）があらゆる相談を受け止め、適切な支援先につなぐと共に地域での課題解決に向けた仕組み作りを支援する「総合相談・支援体制」の構築をめざします。

「総合相談・支援体制」のイメージ図



資料：箕面市・箕面市社会福祉協議会

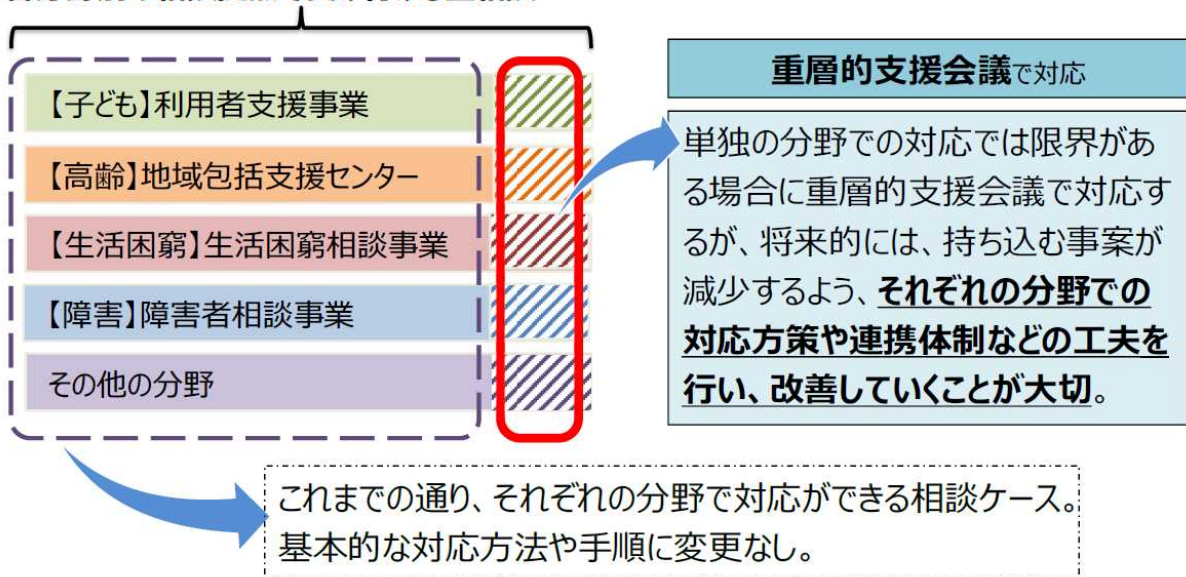
2. 本市の取り組みについて

「総合相談・支援体制」を構築するにあたり、重層的支援整備事業を活用し、「生きづらさを抱えている人」への支援と「現状の制度や仕組みによる支援のしづらさ」の解消をめざします。

(1) 包括的相談支援事業（総合相談・支援体制のイメージ図の（A）（E））

- 既存の分野ごとの専門相談支援窓口では、引き続き分野ごとの相談を受付、必要な支援を行います。
- 「顔の見える総合相談・支援モデル事業」を発展させ、日常生活圏域に相談窓口を設置し、すべての市民を対象に、日常生活のあらゆる相談を受け止める包括的な相談窓口体制を全市的に整備します。
- ひとつの相談支援機関だけでは解決できない複合的課題を抱えた人や世帯に対応するため、既存の要連携生活相談システム（市の各種窓口においてキャッチしたお困りごとに対して、各関係課室の連携による支援体制）を活用し、多機関協働事業を行います。

各分野別の相談拠点で受け付ける全相談



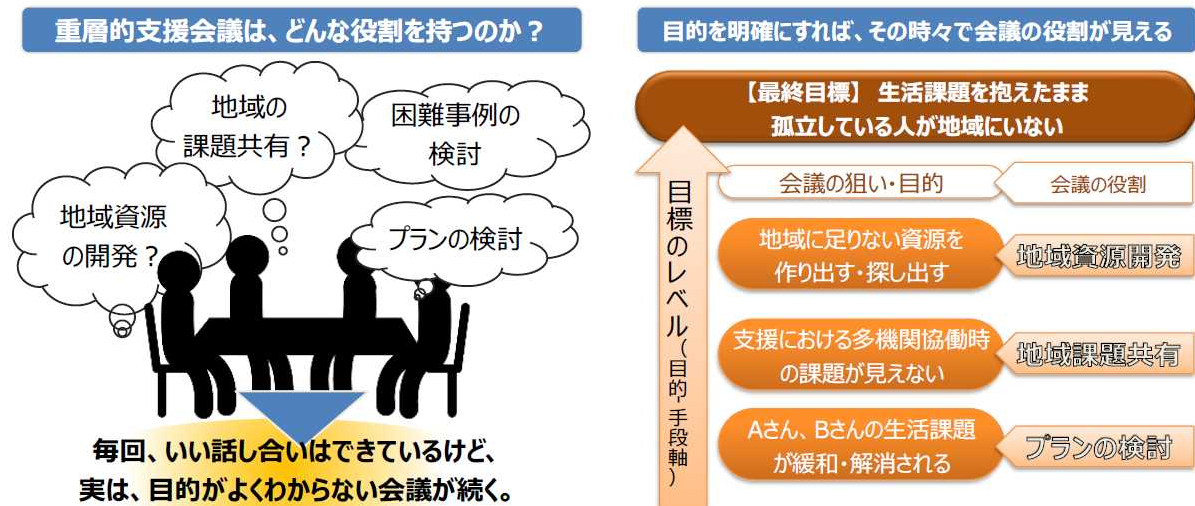
資料：重層的支援事業に関わることになった人に向けたガイドブック

(2) 多機関協働事業・重層的支援会議の開催（総合相談・支援体制のイメージ図の（B））

- 重層的支援体制整備事業の中核的な役割を担う多機関協働事業の実施にあたっては、分野ごとの専門相談支援窓口が連携し、課題が複雑化・複合化した事例等に関して関係者や関係機関の役割を整理、調整し、支援の方向性を示します。
- 多機関協働事業による重層的支援会議の設置にあたっては、近年の保健福祉

分野における会議体の増加に配慮し、既存の会議体の活用も検討します。

- 重層的支援会議が、各分野で発生する「困難事例の投げ込み先」とならないよう会議目的を設定します。
- また、重層的支援会議の目的は、本市の重層的支援体制整備事業への取組状況によって変化させる必要があるため、進捗状況の把握に努めます。



資料：重層的支援事業に関わることになった人に向けたガイドブック

(3) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（総合相談・支援体制のイメージ図の(A)）

- 生活困窮者自立支援事業の生活相談窓口業務体制の強化によるアウトリーチ¹²機能の充実に努めます。
- アウトリーチは、支援機関等の日常的な活動の中で機会を捉えることができる偶然性もあるため、偶然性をキャッチする意識の醸成に努めます。
- 支援関係機関等との連携や地域住民とのつながりから、複合化・複雑化した課題を抱えながらも支援が届いていない人や、潜在的なニーズを抱える人に関する情報を得たのち、本人とかかわるための信頼関係を構築するために、時間をかけた丁寧な働きかけを行い、本人とのつながりの形成に向けた支援を行います。

(4) 参加支援（総合相談・支援体制のイメージ図の(D)）

- 生活困窮者自立支援事業の就労支援、居住支援などの活用を検討します。
- 既存の社会参加に向けた事業では対応できない本人のため、本人やその世帯のニーズや抱える課題などを丁寧に把握し、地域資源や支援メニューとのコーディネートをし、マッチングを行います。また、マッチング後に、本人の状態や希望に沿った支援ができているかのフォローアップを行い、本人やその世帯と

¹² 生活上の課題を抱えながらも自ら援助にアクセスできない個人や家族に対して、家庭や学校等への訪問支援、当事者が出向きやすい場所での相談会の開催、地域におけるニーズ発見の場や関係づくりなどにより、支援につながるよう積極的に働きかける取組のこと。

社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。

- 既存の地域資源に働きかけたり、既存の地域資源の拡充を図り、本人やその世帯の支援ニーズや状態にあった支援メニューを作ります。

（５）地域づくりに向けた支援（総合相談・支援体制のイメージ図の（D））

- 「顔の見える総合相談・支援モデル事業」によるささえあいステーションが実施している「地域づくり」を充実します。
- 血縁・地縁・社縁といった共同体機能が脆弱化する中、人と人、人と居場所がつながり支え合う取組が生まれやすいような環境を整え、緩やかなつながりによる見守り等のセーフティネットの充実を図っていきます。
- 地域住民の創意工夫や主体性を支えつつ、「人と人」、「人と地域資源」をつなぎ、顔の見える関係性や気かけあう関係性を築いていきます。
- 地域づくりにあたっては、それぞれの地域の特性が十二分に発揮できるような支援を心がけます。
- 現在、各分野で進められている通いの場づくりなどにおいて、補助金などの制度が障壁になっているものがある場合には、本事業において柔軟な対応を検討します。

【参考】国における重層的支援体制整備事業について

本市がめざす「総合相談・支援体制」は、本計画の策定時点において「重層的支援体制整備事業」として、国が枠組みを示しています。

（１）重層的支援体制整備事業創設の経過

国の地域共生社会推進検討会（令和元年（2019年）5月設置）では、以下のような背景を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、地域や一人ひとりの人生の多様性を前提とし、人と人、人と社会がつながり支え合う取組が生まれやすいような環境を整えることが重要との認識のもと、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するため、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う市町村の新たな事業を創設すべきとの報告がなされました。

これを受け、令和2年（2020年）の改正社会福祉法において、属性、世代、相談内容にかかわらず、包括的に相談を受け止め複雑化・複合化した事例については多機関協働事業として、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるよう、市町村による「重層的支援体制整備事業」が規定されました。

日本の福祉制度の変遷と現在の状況

- 日本の社会保障は、人生において典型的と考えられるリスクや課題を想定し、その解決を目的として、それぞれ現金給付や福祉サービス等を含む現物給付を行うという基本的なアプローチの下で、公的な保障の量的な拡大と質的な発展を実現してきたこと
- これにより、生活保障やセーフティネットの機能は大きく進展し、社会福祉の分野では、生活保護、高齢者介護、障害福祉、児童福祉など、属性別や対象者のリスク別の制度が発展し、専門的支援が提供されるようになったこと
- その一方で、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化（社会的孤立、ダブルケア、8050問題、ヤングケアラーなど）し、これらの課題は、誰にでも起こりうる社会的なリスクと言えるが、個別性が極めて高く、対象者別の各制度の下での支援の実施において対応に苦慮していること

※厚生労働省の資料から

（２）重層的支援体制整備事業の概要

市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、次の事業を一体的に実施します。

● 包括的相談支援事業

介護（地域包括支援センターの運営）、障害（相談支援事業）、子ども（利用者支援事業）、困窮（自立相談支援事業）の相談支援に係る事業を一体的に行うことにより、相談者の属性、世代、相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、必要な支援を行う。

相談受付、アセスメントの結果、関係支援機関間において連携して対応する必要がある場合は、次の多機関協働事業やアウトリーチ等を通じた継続的支援事業につなぐ等、必要な支援を行う。

● 多機関協働事業

受け止めた相談のうち、単独の相談支援機関では対応が難しい人や世帯など複雑化・複合化した事例について、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもと支援できるよう、重層的支援会議の開催など多機関協働の中核的機能を担う。

● アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

支援が届いていない人、長期にひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合に、家庭訪問、同行支援、アウトリーチ等を通

じた継続的な支援を実施する。

● 参加支援事業

介護・障害・子ども・困窮等の既存制度については緊密な連携をとって実施するとともに、既存の取組では対応できない狭間のニーズ（世帯全体として経済的困窮の状態ではないが、子がひきこもりであるなど）に対応するため、本人のニーズと地域の資源との間を取り持つことで多様な資源の開発を行う、総合的な支援機能を確保し、本人・世帯の状態に寄り添って、社会とのつながりを回復する支援（就労支援、居住支援など）を実施する。

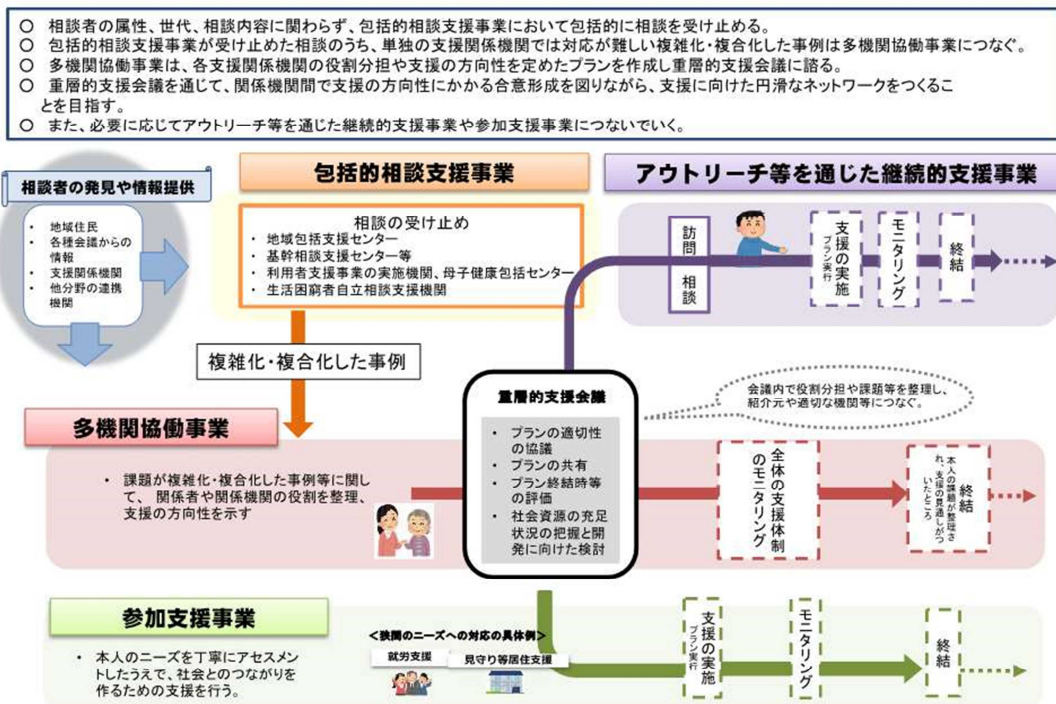
● 地域づくり事業

介護（生活支援体制整備事業等）、障害（地域活動支援センター事業）、子ども（地域子育て支援拠点事業）、困窮（共助の基盤づくり事業）の地域づくりにかかる事業を一体的に実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施する。

また、住民同士が出会い、参加することのできる場や居場所、ケア・支え合いの関係性を広げ、交流や活躍の場を生み出すコーディネート機能を確保する。

重層的支援体制整備事業の支援フロー（イメージ）

参考3



※ 重層的支援会議で検討した結果、包括的相談支援事業が引き続き主担当として支援すべき案件であるとなった場合には、包括的相談支援事業に戻すこともある。
 ※ アウトリーチ等事業は支援の性質上、多機関協働事業が関わる前から支援を開始することもある。

資料：厚生労働省 令和2年度ブロック別会議資料

第5章 計画の推進に向けて



第5章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

(1) 庁内の推進体制

第2期計画の推進にあたっては、福祉分野に限らず、教育や人権、市民活動、子ども、市民安全など、本市の関係課室が横の連携を図ることが重要であり、それぞれが地域福祉の当事者として、事業の進捗状況の確認、情報共有、調整などを行いながら計画を推進し、地域におけるさまざまな課題解決に向けて取り組んでいきます。

(2) 多様な主体との連携・協働による推進

地域の様々な福祉課題を解決していくためには、行政だけでなく、地域、市社協、社会福祉事業者やNPOなど、地域福祉の推進に関わる多様な主体がそれぞれの役割を認識し、連携を取りながら取組を進めます。

(3) 箕面市社会福祉協議会との連携・強化

地域福祉の中心的な役割を担う市社協の活動と密接に連携を図るとともに、地域における課題を共有し、話し合いを進めていきながら、めざすべき地域の姿の実現に取り組んでいきます。

(4) 会議体を通じた課題の共有

地域ケア会議や生活困窮者自立支援制度における自立支援推進協議会などの場を通じ、地域課題の共有や施策、事業の検討などを通じて、困難を抱える人たちの課題解決にあたります。

2. 計画内容の広報・啓発

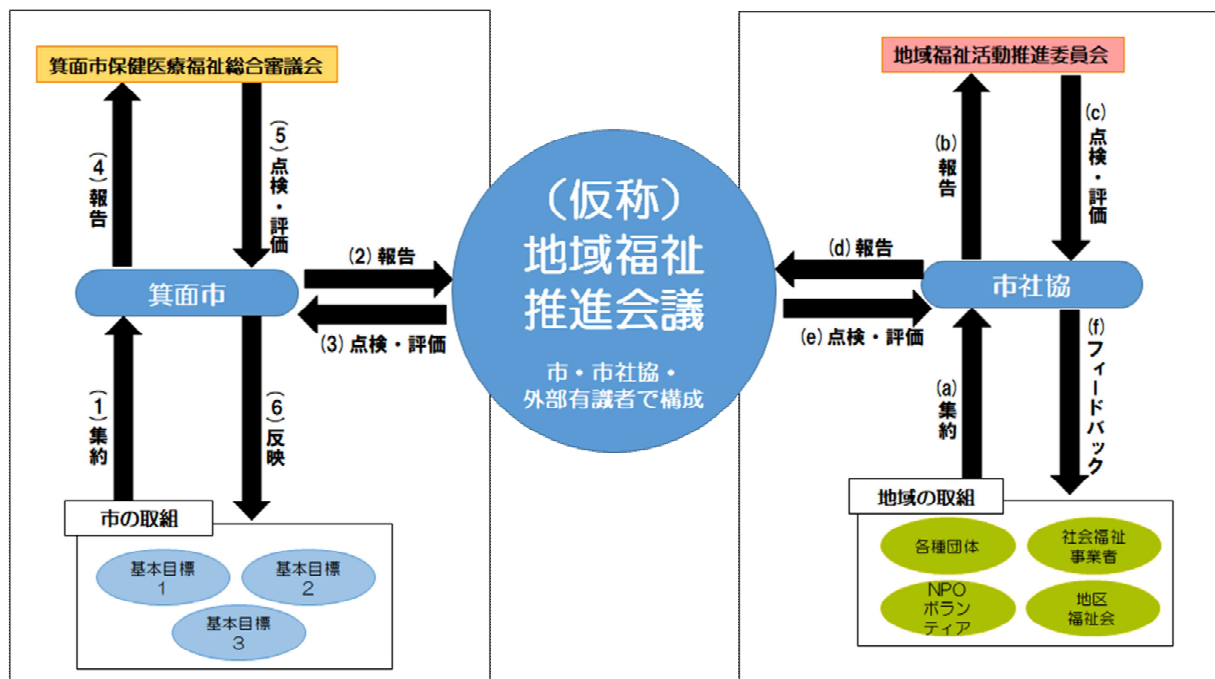
地域で暮らす住民は、地域福祉の担い手にも、また受け手にもなります。地域福祉の推進にあたっては、住民や地域団体が、地域福祉活動に主体的に取り組むこと、また、支援が必要となったときにはSOSを発信できることが重要となってきます。地域福祉の理解を広げるためには、本計画の内容の周知・啓発は大切であり、様々な媒体や機会を活用して情報発信を行っていきます。本市や市社協の広報紙、ホームページへの掲載、公共施設への冊子（音訳・点訳本）の配置のほか、地域住民が参加するイベントでの啓発も検討していきます。

3. 計画の進行管理

第2期計画の進行管理については、各施策の取組内容について、毎年度点検・評価します。

評価にあたっては、(仮称)地域福祉推進会議を開催し、外部有識者、市社協、市により、地域福祉計画と地域福祉活動計画の整合性を意識した点検・評価を実施します。

また、(仮称)地域福祉推進会議で行った点検・評価を「箕面市保健医療福祉総合審議会」に報告します。なお、施策の検討・調整にあたっては、必要に応じて住民の意向等を把握します。



資 料 編

1. 地域保健及び地域福祉の施策について.....	6 9
(1) 諮問書.....	6 9
(2) 答申書.....	7 1
2. 箕面市保健医療福祉総合審議会.....	7 3
(1) 条例・施行規則.....	7 3
(2) 開催状況.....	7 6
(3) 委員名簿.....	7 7
3. 箕面市地域福祉計画策定チーム会議.....	7 8
(1) 要綱.....	7 8
(2) 開催状況.....	8 0

1. 地域保健及び地域福祉の施策について

(1) 諮問書

写

箕 健 政 第 9 9 号
令和2年（2020年）8月4日

箕面市保健医療福祉総合審議会
会 長 明 石 隆 行 様

箕面市長 倉 田 哲 郎

地域保健及び地域福祉の施策について（諮問）

本市では、貴会の慎重な調査審議の結果を踏まえて、市政運営の3本柱の一つである「安心・支えあい最優先」に基づく各施策を「地域福祉計画」、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」や「障害福祉計画」といった各種計画に位置づけて、その着実な推進を図って参りました。

この間、全国的には人口の減少、急速な少子高齢化、就労形態の多様化、共働き世帯やひとり親家庭の増加など、国民生活を取りまく環境は大きく変化し、現行制度のままでは国民一人ひとりの生活を支えることが困難になっている一方で、子育てと介護に同時に直面する世帯や、障害のある子と要介護の親が同居する世帯への支援など、福祉ニーズの多様化や課題が複合化・複雑化しています。

そのような中、新たな課題への対応として、生活困窮者自立支援や成年後見制度の利用の促進、再犯防止の推進等について法制化がなされ、平成29年2月に厚生労働省は、「地域共生社会の実現にむけて（当面の改革工程）」を公表し、平成29年度の介護保険制度の見直し、平成30年度の介護・障害福祉の報酬改定など、2020年代初頭の全面展開を目指した改革のスケジュールを示し、平成30年4月、令和2年6月に社会福祉法の一部が改正されました。

本市においては、今後も、国の施策の動向を見極めつつ、市の現状を踏まえた新しい時代に即した地域保健及び地域福祉の施策を形づくっていく必要があります。

つきましては、本市の地域福祉政策の現状分析・評価及び再編整備にあたり、箕面市保健医療福祉総合審議会条例（平成８年箕面市条例第９号）第２条の規定に基づき、下記のことについて貴審議会の意見を求めます。

記

１ 第２期地域福祉計画に関すること

(2) 答申書

写

令和4年(2022年)3月11日

箕面市長 上 島 一 彦 様

箕面市保健医療福祉総合審議会
会 長 明 石 隆 行

地域保健及び地域福祉の施策について（答申）

標記のことについて、令和2年（2020年）8月4日付け箕健政第99号をもって箕面市長から諮問のありました「地域保健及び地域福祉の施策について」のうち、「第2期地域福祉計画に関すること」に関し、本審議会において慎重に調査・審議いたしました結果、別添のとおりとりまとめましたので、下記の意見を附して答申いたします。

記

1. 包括的支援による地域共生社会の実現

個人や世帯を取り巻く環境の変化により、生きづらさや生活課題が複合・複雑化していることを踏まえ、一人ひとりが尊重され、社会との多様な関わりを基礎として自律的な生活を継続していくことを支援する機能の強化が求められています。

住民が抱える生活課題に対して、「具体的な課題解決を目指すアプローチ」と「つながり続けることを目指すアプローチ」の二つのアプローチを支援の両輪として取り組む必要があります。

また、支援を行っていくうえで、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める「断らない相談支援」、本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら社会とのつながりをつくる「参加支援」、地域における様々な人々の交流と活躍の機会を生み出す「地域づくりに向けた支援」について、一体的・重層的に取り組むことが重要になります。

「我が事・丸ごと」の地域共生社会のさらなる実現に向け、地域のすべての住民が地域のすべての関係者によって支えられるような、支え合いの地域づくりを推進することが必要です。

2. ICT活用の必要性

ICT（情報通信ネットワーク）の有益性は、コロナ禍において改めて認識されたところです。

福祉分野においてもICTは、業務の効率化、コミュニケーション手段や情報伝達媒体として有用であるため、更なる活用を進めてください。

3. 計画の進捗管理

本計画の着実な推進に努めながら、（仮称）地域福祉推進会議において地域福祉計画と地域福祉活動計画の整合性を意識した点検・評価を行い、箕面市保健医療福祉総合審議会へ報告してください。また、施策の検討・調整にあたっては、必要に応じて住民意向の把握や各関係機関からの意見集約に努めてください。

2. 箕面市保健医療福祉総合審議会

(1) 条例・施行規則

○箕面市保健医療福祉総合審議会条例（平成8年箕面市条例第9号）

（設置）

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百三十八条の四第三項の規定に基づき、箕面市保健医療福祉総合審議会(以下「審議会」という。)を置く。

（所掌事務）

第二条 審議会は、地域保健、地域医療及び地域福祉(以下「地域保健等」という。)について、市長の諮問に応じて調査審議し、答申するほか、地域保健等に関して講ぜられる施策の推進について、市長に意見を申し出ることができる。

（委員の定数）

第三条 審議会の委員の定数は、十九人とする。

（委員）

第四条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- 一 学識経験者
- 二 医療関係者
- 三 市民
- 四 市内関係団体の代表者
- 五 関係行政機関の職員及び市の職員

2 前項第五号に該当するものとして任命された委員が同号に掲げる職を失った場合には、委員の職を失う。

（任期）

第五条 委員の任期は、三年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（臨時委員）

第六条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、第四条第一項各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議に参加し、当該調査審議が終了するまでの間在任する。

（会長及び副会長）

第七条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務

を代理する。

(部会の設置)

第八条 審議会に特別の事項を調査審議させるため、必要に応じて部会を置くことができる。

(関係者の出席)

第九条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第十条 委員及び臨時委員の報酬及び費用弁償の支給に関しては、箕面市報酬及び費用弁償条例(昭和二十九年箕面市条例第十号)の定めるところによる。

(委任)

第十一条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (省略)

○箕面市保健医療福祉総合審議会条例施行規則（平成八年規則第七号）

（趣旨）

第一条 この規則は、箕面市保健医療福祉総合審議会条例(平成八年箕面市条例第九号)の施行について必要な事項を定めるものとする。

（会議）

第二条 箕面市保健医療福祉総合審議会(以下「審議会」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会の会議の内容が附属機関の会議の非公開の基準等を定める規則(平成九年箕面市規則第二十五号)第二条に定める基準に該当する場合は、会議を公開しない。

（部会の設置）

第三条 審議会に次に掲げる部会を置く。

- 一 保健福祉計画部会
- 二 健康増進部会
- 三 障害者長期計画部会
- 四 地域福祉計画部会

（部会長等）

第四条 部会の委員は、審議会の意見を聴いて会長が指名する。

2 部会に部会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 部会長は、部会を総括し、部会において調査審議した事項を会長に報告しなければならない。

（委任）

第五条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則（省略）

(2) 開催状況

開催日時		審議案件	出席者数
令和 2年度 第1回	令和2年8月4日 午後2時から	1 諮問について 2 障害福祉計画・障害児福祉計画について 3 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について	13名
第2回	令和2年10月20日 午後2時から	1 地域福祉計画について 2 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について	11名
第3回	令和2年11月27日 午後2時から	1 地域福祉計画について 2 障害福祉計画・障害児福祉計画について 3 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について	9名
第4回	令和3年2月12日 午後2時30分から	1 地域福祉計画について 2 障害福祉計画・障害児福祉計画について 3 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について 4 答申について	14名
令和 3年度 第1回	令和3年7月30日 午後2時から	1 地域福祉計画について 2 障害福祉計画・障害児福祉計画について 3 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について	13名
第2回	令和3年11月10日 午後2時から	1 地域福祉計画について 2 障害福祉計画・障害児福祉計画について 3 自殺対策推進計画について	10名
第3回	令和4年2月18日 午後2時から	1 地域福祉計画について 2 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について 3 自殺対策推進計画について	11名

(3) 委員名簿

任期：令和2年2月14日から令和5年2月13日まで

選出区分	氏 名	所 属 等
学識経験者	明石 隆行	種智院大学人文学部 教授
	内藤 義彦	武庫川女子大学食物栄養科学部 教授
	松端 克文	武庫川女子大学文学部 教授
	斉藤 弥生	大阪大学大学院人間科学研究科 教授
医療関係者	中 祐次	箕面市医師会
	石井 正治	
	徳岡 修	箕面市歯科医師会
	林 良紀	箕面市薬剤師会
市 民	西野 喜佐子	市民
	村松 貴美	市民
市内関係団 体の代表者	石田 良美	箕面市社会福祉協議会
	山口 慎太郎 (令和3年11月30日まで)	箕面市民生委員児童委員協議会
	太田 克己 (令和4年2月18日から)	
	奥田 一夫	箕面市老人クラブ連合会
	岡本 直美 (令和3年8月1日まで)	箕面市障害者市民施策推進協議会
	安東 由紀子 (令和3年11月10日から)	
	安達 弘	箕面市社会福祉法人連絡会
関係行政 機関等	高林 弘の	大阪府池田保健所
	岡 義雄	箕面市立病院

3. 箕面市地域福祉計画策定チーム会議

(1) 要綱

○箕面市地域福祉計画策定チーム設置要綱（令和3年8月20日訓達第25号）

（設置）

第1条 第2期箕面市地域福祉計画（以下「第2期計画」という。）の策定に関し必要な事項を調査し、及び検討するため、箕面市地域福祉計画策定チーム（以下「策定チーム」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 策定チームの所掌事務は、次の各号に掲げる事項とする。

- （1）第2期計画の策定に関する調査、研究及び検討に関すること。
- （2）箕面市保健医療福祉総合審議会条例（平成8年箕面市条例第9号）の規定により設置された箕面市保健医療福祉総合審議会に対する報告に関すること。
- （3）前2号に掲げるもののほか、第2期計画の策定に関し必要な事項

（組織）

第3条 策定チームの構成員（以下「策定チーム員」という。）は、別表に定めるとおりとする。

- 2 策定チームにリーダーを置き、健康福祉部健康福祉政策室長をもって充てる。
- 3 策定チームにサブリーダーを置き、策定チーム員からリーダーが指名する者をもって充てる。
- 4 リーダーは、策定チームを代表し、会務を総理する。
- 5 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるとき又はリーダーが欠けたときは、その職務を代理する。

（チーム会議）

第4条 策定チームの会議（以下「チーム会議」という。）は、必要に応じてリーダーが招集する。

- 2 チーム会議は、リーダーが必要と認めるときは、次の各号に掲げる者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

- （1）学識経験者
- （2）箕面市社会福祉協議会の関係者
- （3）福祉関係団体の関係者
- （4）地域住民
- （5）市の職員

（ワーキンググループの設置）

第5条 策定チームに、ワーキンググループを置く。

2 ワーキンググループの所掌事務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 第2期計画策定に係る課題の解決に関すること。
- (2) 箕面市社会福祉協議会のテーマ別検討会議に関すること。
- (3) 策定チームから指示された事項の検討に関すること。
- (4) 地域住民、福祉関係団体の関係者等との意見交換に関すること。

(ワーキンググループの組織)

第6条 ワーキンググループの構成員（以下「グループメンバー」という。）は、別表に定める課及び室（健康福祉部に置く課及び室に限る。）から選任された職員とする。

2 ワーキンググループにグループリーダーを置き、グループメンバーから策定チームのリーダーが指名する者をもって充てる。

3 グループリーダーは、ワーキンググループを総括し、ワーキンググループにおいて検討した事項を策定チームに報告する。

4 グループリーダーは、必要に応じてワーキンググループ会議を招集する。

(庶務)

第7条 策定チーム及びワーキンググループの庶務は、健康福祉部健康福祉政策室において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定チーム及びワーキンググループの運営に関し必要な事項は、策定チームのリーダーが定める。

附 則 (省略)

別表（第 3 条及び第 6 条関係）

部局名	役職
健康福祉部	健康福祉政策室長
	生活援護室長
	障害福祉室長
	高齢福祉室長
	地域保健室長
	地域包括ケア室長
	広域福祉課長
教育委員会事務局 子ども未来創造局	教育政策室長
	児童生徒指導室長
	青少年育成室長
	学校教育室長
	子育て支援室長
	保育幼稚園総務室長
	子どもすこやか室長
	児童相談支援センター長
人権文化部	人権施策室長

（２）開催状況

開催日時		審議案件	出席者数
第 1 回	令和 3 年 10 月 25 日 午前 10 時から	第 2 期箕面市地域福祉計画（素案）について	14 名
第 2 回	令和 4 年 2 月 8 日 午後 2 時から	第 2 期箕面市地域福祉計画（素案）について	16 名